

文部科学大臣 殿

〔設置者の名称〕 学校法人和歌山信愛女学院

〔代表者の役職〕 理事長 〔代表者の氏名〕 森田 登志子

大学等における修学の支援に関する法律第 7 条第 1 項の確認に係る申請書

## ○申請者に関する情報

大学等の名称	和歌山信愛女子短期大学
大学等の種類 (いずれかに○を付すこと)	(大学・ <u>短期大学</u> ・高等専門学校・専門学校)
大学等の所在地	和歌山県和歌山市相坂 702 番 2
学長又は校長の氏名	森田 登志子
設置者の名称	学校法人和歌山信愛女学院
設置者の主たる事務所の所在地	和歌山県和歌山市屋形町 2 丁目 23 番地
設置者の代表者の氏名	森田 登志子
申請書を公表する予定のホームページアドレス	<a href="https://www.shinai-u.ac.jp/management/">https://www.shinai-u.ac.jp/management/</a>

※ 以下のいずれかの□にレ点 (☑) を付けて下さい。

 確認申請

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 5 条第 1 項に基づき確認申請書を提出します。

 更新確認申請書の提出

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 5 条第 3 項に基づき更新確認申請書を提出します。

※ 以下の事項を必ず確認の上、すべての□にレ点 (☑) を付けて下さい。

 この申請書 (添付書類を含む。) の記載内容は、事実と相違ありません。 確認を受けた大学等は、大学等における修学の支援に関する法律 (以下「大学等修学支援法」という。) に基づき、基準を満たす学生等を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知しています。 大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。 この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を取

り消されたり、交付された減免費用の返還を命じられる場合があるとともに、減免対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

- 申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第7条第2項第3号及び第4号に該当します。

○各様式の担当者名と連絡先一覧

様式番号	所属部署・担当者名	電話番号	電子メールアドレス
第1号	事務長 郭安紀彦	073-479-3330	kaku@shinai-u.ac.jp
第2号の1	教務部長 芝田史仁	073-479-3330	fshinata@shinai-u.ac.jp
第2号の2	副学長 伊藤宏	073-479-3330	hitou@shinai-u.ac.jp
第2号の3	教務部長 芝田史仁	073-479-3330	fshinata@shinai-u.ac.jp
第2号の4	教務部長 芝田史仁	073-479-3330	fshinata@shinai-u.ac.jp

○添付書類

※ 以下の事項を必ず確認し、必要な書類の□にレ点 (☑) を付けた上で、これらの書類を添付してください。(設置者の法人類型ごとに添付する資料が異なることに注意してください。)

「(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係

- 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数等の基準数相当分》
- 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書(シラバス)《省令で定める単位数等の基準数相当分》

「(2)-①学外者である理事の複数配置」関係

- 《一部の設置者のみ》大学等の設置者の理事(役員)名簿

「(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置」関係

- 《一部の設置者のみ》大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿

「(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係

- 客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料
- 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書(シラバス)《省令で定める単位数等の基準数相当分》【再掲】

その他

- 《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料
- 確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

(添付書類) 経営要件を満たすことを示す資料

学校コード	F230310109397	学校名	和歌山信愛女子短期大学
設置者名	学校法人和歌山信愛女学院		

I 直前3年度の決算の事業活動収支計算書における「経常収支差額」の状況

	経常収入(A)	経常支出(B)	差額(A)-(B)
申請前年度の決算	1,843,683,856円	2,105,941,944円	-262,258,088円
申請2年度前の決算	1,823,298,859円	2,086,529,214円	-263,230,355円
申請3年度前の決算	1,853,093,408円	2,090,576,167円	-237,482,759円

II 直前の決算の貸借対照表における「運用資産-外部負債」の状況

	運用資産(C)	外部負債(D)	差額(C)-(D)
申請前年度の決算	1,299,986,731円	473,123,923円	826,862,808円

III 申請校の直近3年度の収容定員充足率の状況

	収容定員(E)	在学生等の数(F)	収容定員充足率(F)/(E)
今年度(申請年度)	340人	278人	81%
前年度	360人	291人	80%
前々年度	380人	295人	77%

(IIの補足資料) 「運用資産」又は「外部負債」として計上した勘定科目一覧

○「運用資産」に計上した勘定科目

勘定科目の名称	資産の内容	申請前年度の決算における金額
奨学金引当特定資産	学生生徒の奨学金に引き当てる	5,242,000円

○「外部負債」に計上した勘定科目

勘定科目の名称	負債の内容	申請前年度の決算における金額
該当科目なし		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	和歌山信愛女子短期大学
設置者名	学校法人和歌山信愛女学院

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配置困難
			全学 共通 科目	学部 等 共通 科目	専門 科目	合計		
	保育科	夜・通信	14		86	100	7	
		夜・通信						
	生活文化学科 生活文化専攻	夜・通信	10		77	101	7	
	生活文化学科 食物栄養専攻	夜・通信			47	47	7	
(備考) 実務経験のある教員等による授業科目である旨を授業計画書(シラバス)において学生に示している。								

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<p>「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表を次のURLにて公表している。  <a href="https://www.shinai-u.ac.jp/management/">https://www.shinai-u.ac.jp/management/</a>  <a href="https://www.shinai-u.ac.jp/pdf/2023_wshi-u_infodis-037.pdf">https://www.shinai-u.ac.jp/pdf/2023_wshi-u_infodis-037.pdf</a>                      また、「実務経験のある教員等による授業科目」を網羅的に掲載した授業計画書(シラバス)を次に掲載している。  <a href="https://www.shinai-u.ac.jp/management/">https://www.shinai-u.ac.jp/management/</a>  <a href="https://a3web.ap-cloud.com/web_shinai-jc/syllabus/se0010.aspx?me=EJ&amp;opi=mt0010">https://a3web.ap-cloud.com/web_shinai-jc/syllabus/se0010.aspx?me=EJ&amp;opi=mt0010</a></p>
---

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
(困難である理由) 特記事項なし

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	和歌山信愛女子短期大学
設置者名	学校法人和歌山信愛女子短期大学

1. 理事（役員）名簿の公表方法

次のホームページで公表している。 <a href="https://www.shinai-u.ac.jp/management/">https://www.shinai-u.ac.jp/management/</a> <a href="https://www.shinai-u.ac.jp/pdf/2023_wshi-u_schcorp-002.pdf">https://www.shinai-u.ac.jp/pdf/2023_wshi-u_schcorp-002.pdf</a>
--

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	宗教法人役員	令和4年5月26日～ 令和7年5月25日	ミッションスクール の経験者として 運営に参画
非常勤	株式会社 取締役社長	令和4年5月26日～ 令和7年5月25日	コンプライアンス 等について
(備考) 特記事項なし			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	和歌山信愛女子短期大学
設置者名	学校法人和歌山信愛女学院

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)                  授業計画書の作成にあたっては、以下の過程と内容で行っている。  <b>【シラバス記載事項】</b>                  科目コード、科目名、担当者、単位、種別、開講学科・専攻、開講期、必修・選択の別、授業の概要とキーワード、実務経験と教授内容、アクティブラーニング、地域の学修、関連するDP、学修成果の領域、学生の到達目標、授業のテーマ及び内容、評価方法と基準、評価方法、領域、評価の観点、割合、教科書、参考書、課題・試験等のフィードバック、予習・復習の内容と時間、免許・資格、受講要件等、オフィスアワー等  <b>【作成過程とスケジュール】</b>                  12月 教務部より、各教員にカリキュラムマップ・科目コード一覧・授業担当科目一覧・シラバス様式・シラバス作成要領を配信し、以下の記載項目を含む授業計画の作成を依頼する。                  2月 授業計画の提出と教務部による内容確認、修正を行う。                  4月 学生ポータルに掲載                  新入生オリエンテーション及び新2年生ガイダンスにて説明を行う。</p>	
<p>授業計画書の公表方法</p>	<p>シラバスの公表方法は以下のとおりである。                  4月初め:新入生オリエンテーション及び新2年生ガイダンスにおいて、説明を行う。                  PDF化したシラバスを次の学生ポータルにて公開する。  <a href="https://a3web.ap-cloud.com/web_shinai-jc/syllabus/se0010.aspx?me=EJ&amp;opi=mt0010">https://a3web.ap-cloud.com/web_shinai-jc/syllabus/se0010.aspx?me=EJ&amp;opi=mt0010</a></p>
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

本学ではシラバスに示された成績評価の方法・基準のとおり、以下の規程に従って成績を評価し、単位を認定している。

## 学 則

[単位の授与]

第13条 各授業科目を履修した者には認定の上、単位を与える。

2 単位修得の認定の方法は、原則として、試験によるものとする。

[試験等]

第14条 試験等は、原則として学期末または学年末に実施する。

2 試験等の受験資格、再試験および追試験に関しては、別に定める。

[授業科目の評価基準]

第15条 成績の評価は100点満点とし、60点以上を合格とする。

2 本条および前2条に関して、必要とする事項は別に定める。

## 単位認定規程

第2条 学業成績の評価は、試験成績、諸提出物および学習活動の評価等総合し、授業科目担当者の責任において行う。学業成績評価60点未満は不合格とする。

第3条 本学における試験は、原則として次の通りに実施する。

(1) 期末試験 原則として各期末に行う。

(2) 再試験 講義・演習科目における学業成績評価の不合格者について実施する。ただし、通年科目は原則として学年度末に1回行う。

(3) 追試験 学生が病気その他やむを得ない理由により期末試験または再試験を受験することができなかつた者について実施する。

(4) 受験科目担当者はレポート等によって前項までの試験にかえることができる。

(5) 延期試験 学校保健安全法施行規則に定められる第一種、第二種感染所に罹患したことにより出席停止となり、試験(期末・追・再)を受験できなかった学生に対し、届出により実施する。その取扱いについては期末試験等と同等のものとする。

(6) 臨時試験 各授業科目担当者において必要と認めた場合実施する。

(7) 本状1から5に規定する試験を受けなかった場合は、原則として単位を認定しない。

(8) 本学で実施する各種の試験において、不正行為が発覚したときは、別に定める細則〔単位履修における内規(平成6年3月1日一部改正施行)試験時の不正行為に関する処置、第1条～第9条〕により処分される。

第4条 各授業科目ごとの出席時間数が開講時数の2/3以上なければ、原則としてその授業科目の評価を受けることができない。

2. ただし、3項に規定する実習科目を除き、実験・実習・実技科目については、開講時間数の4/5以上出席しなければならない。

3. 学外実習を伴う実習科目については、原則として開講時数(日数)のすべてにわたり出席しなければならない。

4. 遅刻は3回をもって1回の欠席とみなす。各授業時間の1/3を経過しての遅刻は欠席となる。

第5条 受験資格を失った者は、各授業科目担当者の指示により、原則として次期の当該科目を受講した後その資格を得ることができる。

第6条 期末試験は一週間前に掲示予告し、各授業科目担当者が行うものとする。

2. レポート等の提出期限は厳守しなければならない。提出期限を過ぎた場合は原則として受理されない。

第7条 追試験・再試験に関する規程は、別にこれを定める。

第8条 学業成績の評価は、100点法をもってあらわす。ただし授業科目の性質によっては、この評価法によらないこともある。

2. 学業成績評価の学籍簿への記載は、秀、優、良、可、不可の評語を用い次に示す基準により点数法から換算する。

評定	評点	評価の基準
秀	90点以上	完全にあるいは想定した以上の水準で到達目標を達成できている
優	80～89点	ほぼ完全に想定された到達目標を達成できている
良	70～79点	一部課題を残すが、概ね到達目標を達成できている
可	60～69点	到達目標において、最低限の基準を達成できている
不可	59点以下	到達目標の際基準を達成するには更なる努力が必要である

3. 受験不可あるいは届け出なく受験しなかった授業科目の評価は不受とする。

第9条 学業成績評価60点以上を合格として当該学年に履修した単位を認定し、60点未満を不合格として単位未認定とする。

第10条 1年次において単位未認定となった授業科目は、2年次に原則として当該授業科目を受講した後、所定の手続（第2条～第7条）を経た者について単位を認定する。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。



(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)  
本学では、成績評価の客観的な指標として GPA を採用し、以下の基準に基づき算定している。

#### 和歌山信愛女子短期大学 G P A 基準

##### [GPA 算定基準]

- (1) 各 GPA 対象科目の得点を 5 段階 (4, 3, 2, 1, 0) の GP に換算する。
- (2) GPA 対象科目は 0-100 までの評価が行われた科目のすべてが対象となる。
- (3) 受験不可あるいは届け出なく受験しなかった GPA 対象科目の評価を不受とし、GP は 0 となる。
- (4) 再履修して合格となった場合でも過去の不合格履歴が累積 GPA の算出対象となる。
- (5) 追試験・再試験と受験した GPA 対象かもしくは、その評価を GP に換算する。

評点	評価	グレードポイント (GP)
100-90 点	秀	4
89-80 点	優	3
79-70 点	良	2
69-60 点	可	1
59-0 点	不可	0
0-100 点以外	不受	0
	放棄・その他	対象外

##### [GPA の算出式]

評価の各 GPA 対象科目の成績評価 (得点) を GP に換算し、これに科目の単位数を掛けた数の総和を、GPA 対象科目の単位数のそうで割ったものが GPA である。

- (1) GPA の計算方法は以下のとおりである。  
(GPA 対象科目の GP × 単位数) の総和

$$\text{GPA} = \frac{\text{GPA 対象科目の GP} \times \text{単位数 の 総和}}{\text{GPA 対象科目の単位数の総和}}$$

##### [本学 GPA 制度の要点]

- (1) 不合格となった GPA 対象科目の GP は 0 とし、GPA 算出の対象となる。
- (2) 再履修をして合格となった場合でも、カモの不合格履歴が累積 GPA に反映される。
- (3) GPA の値は、小数点第 2 位まで (小数点以下第 3 位は四捨五入) 算出する。
- (4) 本学では、入学時から総合 GPA を算出する。GPA は成績通知書に記載される。

### 3. 学生指導のガイドライン

以下の様な場合は、学生の修学状況に問題があると判断し、担任または学科長等で指導を行う場合がある。

- ① 学期 GPA が下位 4 分の 1 に属した場合、または学期 GPA が 1.00 以下となった場合、あるいはその両方
- ② 半期に修得した総単位数が標準単位数の 6 割 (本学では 10 単位) 以下の場合
- ③ 履修科目の授業への出席率が 8 割以下である場合、あるいはその他の学修意欲が低い状況にあると認められる場合。また、以下の様な場合は、修学年限での卒業が危ぶまれると判断し、担任または学科長等により保護者 (父母等) の方に連絡を行う場合がある。

<p>④ 1年次の総修得単位数が著しく低い(10単位以下)、または就業年限できないことが確定した場合</p> <p>⑤ 半期に修得した総単位数が標準単位数の5割(本学では8単位)以下の場合</p> <p>⑥ 履修科目の授業への出席率が5割以下である場合、その他学修意欲が著しく低い状況にあると認められる場合</p> <p>⑦ ①～③の基準に2期連続で該当となった場合</p>	
<p>客観的な指標の算出方法の公表方法</p>	<p>「和歌山信愛女子短期大学 GPA 基準」は「学生生活のてびき」の33～34ページで公表している。</p> <p>「学生生活のてびき」は以下のホームページで公開している。</p> <p><a href="https://www.shinai-u.ac.jp/management/">https://www.shinai-u.ac.jp/management/</a></p> <p><a href="https://www.shinai-u.ac.jp/pdf/2023_wshi-u_infodis-070.pdf">https://www.shinai-u.ac.jp/pdf/2023_wshi-u_infodis-070.pdf</a></p>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p>	

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

本学では、学則において以下のとおり学位授与の方針を定め、毎年度3月に行われる単位認定のための教授会において、学生の卒業認定を行っている。

和歌山信愛女子短期大学学則

[目的および卒業認定・学位授与の方針]

第1条 本学は、教育基本法および学校教育法の下に、カトリック精神に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、職業または实际生活に必要な能力を養成するとともに、高い教養と豊かな人間性をもって社会に貢献する女性を育成することを目的とし使命とする。

2 本学に2年以上在籍して所定の単位を修得し、以下に掲げる知識や資質を身につけた学生に対して卒業を認定し、短期大学士の学位を授与する。

- (1) 女性として、キリスト教的倫理観を背景に、一人ひとりを大切にする愛の精神を体現し、高い教養と豊かな人間性を兼ね備えている。
- (2) 職業人として、その使命に近いし、専門的知識と技能を背景とした高い実践力と創造力で、現代社会の多様な問題解決に自ら率先して取り組むことができる。
- (3) 社会人として、地域社会の一員としての自覚と責任感を有し、真摯な姿勢と高いコミュニケーション能力で、地域をとりまとめ、リーダーシップを発揮できる。

[学科・専攻の教育目的および卒業認定・学位授与の方針]

第5条 学科・専攻の教育目的は次のとおりとする。

生活文化学科生活文化専攻

建学の精神に則り、生活に関わる幅広い知識と技能を養い、感性豊かで創造的なデザイン力を培い、地域と社会に貢献できる自立性を有する人材育成を目的とする。

生活文化学科食物栄養専攻

建学の精神に則り、食生活を通して人日の健康と維持増進することに貢献できる、専門的知識と技術を兼ね備えた栄養士の養成を目的とする。

保育科

建学の精神に則り、愛と奉仕の精神を基盤とする人間形成に努め、現代社会に適応する保育の知識と技術を有する専門保育者の養成を目的とする。

2 学科・専攻の卒業認定・学位授与の方針は次のとおりとする。

生活文化学科生活文化専攻

本科専攻に2年以上在籍して所定の単位を修得し、以下に掲げる知識や資質を身につけた学生に対して卒業を認定し、短期大学士（生活文化学）の学位を授与する。

- (1) キリスト教の愛の精神に基づいて、一人ひとりをお大切にできる豊かな人間性と高い教養を兼ね備え、地域社会に幅広く活躍する女性としての使命感・責任感をもっている（キリスト教の押しを背景として倫理観（態度・志向性）、教養・知性（知識・理解）、汎用的技能）。
- (2) 生活と職業に関する専門的知識を修得し、これらを必要とする領域で、個性を発揮することができる（専門的知識・理解）。
- (3) 実社会において求められる専門的かつ実践的な技能が身につけている（専門的技能）。
- (4) 知性と論理的思考力を背景に、生活に関する課題を総合的に分析し、具体的対策を立案、実行するなど、自主的に問題化行けるに取り組むことができる（統合的な学習経験と創造的な思考力）。
- (5) 多様な地域課題を理解し、地域社会の一員として自覚を持って、生涯学び続ける態度が身につけている。また、職場や地域の人々良好な人間関係を構築し、協力

して物事を行うことができる（社会人としての態度・志向性）。

#### 生活文化学科食物栄養専攻

本科専攻に2年以上在籍して所定の単位を修得し、以下に掲げる知識や資質を身につけた学生に対して卒業を認定し、短期大学士（栄養）の学位を授与する。

- (1) キリスト教の愛の精神に基づいて、一人ひとりを大切にできる豊かな人間性と高い教養を兼ね備え、地域社会に幅広く活躍する女性としての使命感・責任感をもっている（キリスト教の押しを背景として倫理観（態度・志向性）、教養・知性（知識・理解）、汎用的技能）。
- (2) 食と健康に関する基礎知識を修得し、人々の食と健康を支える職業人としての使命と責務を自覚している（専門的知識・理解）。
- (3) 食や医療、介護の現場に必要な技能と表現力を身につけ、人々の健康の維持・増進に貢献できる（専門的技術）。
- (4) 知性と論理的思考力を背景に、食生活に関する課題を総合的に分析し、具体的対策を立案、実行するなど、自主的に問題化行けるに取り組むことができる（統合的な学習経験と創造的な思考力）。
- (5) 多様な地域課題を理解し、地域社会の一員として自覚を持って、生涯学び続ける態度が身についている。また、職場や地域の人々良好な人間関係を構築し、協力して物事を行うことができる（社会人としての態度・志向性）。

#### 保育科

本科専攻に2年以上在籍して所定の単位を修得し、以下に掲げる知識や資質を身につけた学生に対して卒業を認定し、短期大学士（幼児教育）の学位を授与する。

- (1) キリスト教の愛の精神に基づいて、一人ひとりをお大切にできる豊かな人間性と高い教養を兼ね備え、地域社会に幅広く活躍する女性としての使命感・責任感をもっている（キリスト教の押しを背景として倫理観（態度・志向性）、教養・知性（知識・理解）、汎用的技能）。
- (2) 子どもや子育て、保育の包括的理解に関する専門的知識を修得し、保育現場で子ども一人ひとりの生活や譲許に応じて適切に対応できる（専門的知識・理解）。
- (3) 教育課程（保育の計画と評価を含む）を理解し、多様な表現力と子どもや保護者に寄り添う共感力を基盤に、子どもの自主性を重視した保育を研究、立案、実行改善できる（専門的技術）。
- (4) 知性と論理的思考力を背景に、子ども・子育てを取りまく社会問題を総合的に分析し、具体的対策を立案、実行するなど、自主的に問題化行けるに取り組むことができる（統合的な学習経験と創造的な思考力）。
- (5) 多様な地域課題を理解し、地域社会の一員として自覚を持って、生涯学び続ける態度が身についている。また、職場や地域の人々良好な人間関係を構築し、協力して物事を行うことができる（社会人としての態度・志向性）。

卒業の認定に関する  
方針の公表方法

上記の「和歌山信愛女子短期大学学則」は以下のホームページにおいて公開している。

<https://www.shinai-u.ac.jp/management/>

[https://www.shinai-u.ac.jp/pdf/2023\\_wshi-u\\_infodis-011.pdf](https://www.shinai-u.ac.jp/pdf/2023_wshi-u_infodis-011.pdf)

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	和歌山信愛女子短期大学
設置者名	学校法人和歌山信愛女学院

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	和歌山信愛女子短期大学ホームページ <a href="https://www.shinai-u.ac.jp/management/">https://www.shinai-u.ac.jp/management/</a> <a href="https://www.shinai-u.ac.jp/pdf/2023_wshi-u_schcorp-007.pdf">https://www.shinai-u.ac.jp/pdf/2023_wshi-u_schcorp-007.pdf</a>
収支計算書又は損益計算書	同ホームページ <a href="https://www.shinai-u.ac.jp/management/">https://www.shinai-u.ac.jp/management/</a> <a href="https://www.shinai-u.ac.jp/pdf/2023_wshi-u_schcorp-007.pdf">https://www.shinai-u.ac.jp/pdf/2023_wshi-u_schcorp-007.pdf</a>
財産目録	同ホームページ <a href="https://www.shinai-u.ac.jp/management/">https://www.shinai-u.ac.jp/management/</a> <a href="https://www.shinai-u.ac.jp/pdf/2023_wshi-u_schcorp-007.pdf">https://www.shinai-u.ac.jp/pdf/2023_wshi-u_schcorp-007.pdf</a>
事業報告書	同ホームページ <a href="https://www.shinai-u.ac.jp/management/">https://www.shinai-u.ac.jp/management/</a> <a href="https://www.shinai-u.ac.jp/pdf/2023_wshi-u_schcorp-007.pdf">https://www.shinai-u.ac.jp/pdf/2023_wshi-u_schcorp-007.pdf</a>
監事による監査報告(書)	同ホームページ <a href="https://www.shinai-u.ac.jp/management/">https://www.shinai-u.ac.jp/management/</a> <a href="https://www.shinai-u.ac.jp/pdf/2023_wshi-u_schcorp-007.pdf">https://www.shinai-u.ac.jp/pdf/2023_wshi-u_schcorp-007.pdf</a>

2. 事業計画(任意記載事項)

単年度計画(名称: )	対象年度: )
公表方法:	
中長期計画(名称: )	対象年度: )
公表方法:	

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法: 公表方法: 次のホームページにて公開している。 <a href="https://www.shinai-u.ac.jp/management/">https://www.shinai-u.ac.jp/management/</a> <a href="https://www.shinai-u.ac.jp/pdf/2023_wshi-u_infodis-007.pdf">https://www.shinai-u.ac.jp/pdf/2023_wshi-u_infodis-007.pdf</a>
---

(2) 認証評価の結果(任意記載事項)

公表方法：

(3) 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名 保育科・生活文化学科
<p>教育研究上の目的（公表方法：「和歌山信愛女子短期大学学則」）  <a href="https://www.shinai-u.ac.jp/management/">https://www.shinai-u.ac.jp/management/</a>  <a href="https://www.shinai-u.ac.jp/pdf/2023_wshi-u_infodis-011.pdf">https://www.shinai-u.ac.jp/pdf/2023_wshi-u_infodis-011.pdf</a></p>
<p>（概要）            本学では、学則において、下記のように教育研究上の目的を定めている。            学則            〔目的のおよび卒業認定・学位授与の方針〕            第 1 条 本学は、教育基本法および学校教育法の下に、カトリック精神に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、職業または实际生活に必要な能力を養成するとともに、高い教養と豊かな人間性をもって社会に貢献する女性を育成することを目的とし使命とする。</p>
<p>卒業の認定に関する方針（公表方法：「和歌山信愛女子短期大学学則」）  <a href="https://www.shinai-u.ac.jp/management/">https://www.shinai-u.ac.jp/management/</a>  <a href="https://www.shinai-u.ac.jp/pdf/2023_wshi-u_infodis-011.pdf">https://www.shinai-u.ac.jp/pdf/2023_wshi-u_infodis-011.pdf</a></p>
<p>（概要）            本学では、学則において、以下のように学位授与の方法を定め、卒業の認定を行っている。</p> <p style="text-align: center;">和歌山信愛女子短期大学学則</p> <p>〔目的および卒業認定・学位授与の方針〕            第 1 条 本学は、教育基本法および学校教育法の下に、カトリック精神に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、職業または实际生活に必要な能力を養成するとともに、高い教養と豊かな人間性をもって社会に貢献する女性を育成することを目的とし使命とする。</p> <p>2 本学に 2 年以上在籍して所定の単位を修得し、以下に掲げる知識や資質を身につけた学生に対して卒業を認定し、短期大学士の学位を授与する。</p> <p>(1) 女性として、キリスト教的倫理観を背景に、一人ひとりを大切にする愛の精神を体現し、高い教養と豊かな人間性を兼ね備えている。</p> <p>(2) 職業人として、その使命に近いし、専門的知識と技能を背景とした高い実践力と創造力で、現代社会の多様な問題解決に自ら率先して取り組むことができる。</p> <p>(3) 社会人として、地域社会の一員としての自覚と責任感を有し、真摯な姿勢と高いコミュニケーション能力で、地域をとりまとめ、リーダーシップを発揮できる。</p> <p>〔学科・専攻の教育目的および卒業認定・学位授与の方針〕            第 5 条 学科・専攻の教育目的は次のとおりとする。</p> <p>生活文化学科生活文化専攻            建学の精神に則り、生活に関わる幅広い知識と技能を養い、感性豊かで創造的なデザイン力を培い、地域と社会に貢献できる自立性を有する人材育成を目的とする。</p> <p>生活文化学科食物栄養専攻            建学の精神に則り、食生活を通して人日の徒健康と維持増進することに貢献できる、専門の知識と技術を兼ね備えた栄養士の養成を目的とする。</p> <p>保育科            建学の精神に則り、愛と奉仕の精神を基盤とする人間形成に努め、現代社会に適應する保育の知識と技術を有する専門保育者の養成を目的とする。</p> <p>2 学科・専攻の卒業認定・学位授与の方針は次のとおりとする。</p>

#### 生活文化学科生活文化専攻

本科専攻に2年以上在籍して所定の単位を修得し、以下に掲げる知識や資質を身につけた学生に対して卒業を認定し、短期大学士（生活文化学）の学位を授与する。

- (1) キリスト教の愛の精神に基づいて、一人ひとりをお大切にできる豊かな人間性と高い教養を兼ね備え、地域社会に幅広く活躍する女性としての使命感・責任感をもっている（キリスト教の押しを背景として倫理観（態度・志向性）、教養・知性（知識・理解）、汎用的技能）。
- (2) 生活と職業に関する専門的知識を修得し、これらの知識を必要とする領域で、個性を發揮することができる（専門的知識・理解）。
- (3) 実社会において求められる専門的かつ実践的な技能が身につけている（専門的技術）。
- (4) 知性と論理的思考力を背景に、生活に関する課題を総合的に分析し、具体的対策を立案、実行するなど、自主的に問題化行けるに取り組むことができる（統合的な学習経験と創造的な思考力）。
- (5) 多様な地域課題を理解し、地域社会の一員として自覚を持って、生涯学び続ける態度が身につけている。また、職場や地域の人々良好な人間関係を構築し、協力して物事を行うことができる（社会人としての態度・志向性）。

#### 生活文化学科食物栄養専攻

本科専攻に2年以上在籍して所定の単位を修得し、以下に掲げる知識や資質を身につけた学生に対して卒業を認定し、短期大学士（栄養）の学位を授与する。

- (1) キリスト教の愛の精神に基づいて、一人ひとりをお大切にできる豊かな人間性と高い教養を兼ね備え、地域社会に幅広く活躍する女性としての使命感・責任感をもっている（キリスト教の押しを背景として倫理観（態度・志向性）、教養・知性（知識・理解）、汎用的技能）。
- (2) 食と健康に関する基礎知識を修得し、人々の食と健康を支える職業人としての使命と責務を自覚している（専門的知識・理解）。
- (3) 食や医療、介護の現場に必要な技能と表現力を身につけ、人々の健康の維持・増進に貢献できる（専門的技術）。
- (4) 知性と論理的思考力を背景に、食生活に関する課題を総合的に分析し、具体的対策を立案、実行するなど、自主的に問題化行けるに取り組むことができる（統合的な学習経験と創造的な思考力）。
- (5) 多様な地域課題を理解し、地域社会の一員として自覚を持って、生涯学び続ける態度が身につけている。また、職場や地域の人々良好な人間関係を構築し、協力して物事を行うことができる（社会人としての態度・志向性）。

#### 保育科

本科専攻に2年以上在籍して所定の単位を修得し、以下に掲げる知識や資質を身につけた学生に対して卒業を認定し、短期大学士（幼児教育）の学位を授与する。

- (1) キリスト教の愛の精神に基づいて、一人ひとりをお大切にできる豊かな人間性と高い教養を兼ね備え、地域社会に幅広く活躍する女性としての使命感・責任感をもっている（キリスト教の押しを背景として倫理観（態度・志向性）、教養・知性（知識・理解）、汎用的技能）。
- (2) 子どもや子育て、保育の包括的理解に関する専門的知識を修得し、保育現場で子ども一人ひとりの生活や譲許に応じて適切に対応できる（専門的知識・理解）。
- (3) 教育課程（保育の計画と評価を含む）を理解し、多様な表現力と子どもや保護者に寄り添う共感力を基盤に、子どもの自主性を重視した保育を研究、立案、実行改善できる（専門的技術）。
- (4) 知性と論理的思考力を背景に、子ども・子育てを取りまく社会問題を総合的に分析し、具体的対策を立案、実行するなど、自主的に問題化行けるに取り組むことができる（統合的な学習経験と創造的な思考力）。
- (5) 多様な地域課題を理解し、地域社会の一員として自覚を持って、生涯学び続ける態度が身につけている。また、職場や地域の人々良好な人間関係を構築し、協力



して物事を行うことができる（社会人としての態度・志向性）。

教育課程の編成及び実施に関する方針（公表方法：「教育課程編成・実施の方針」）

<https://www.shinai-u.ac.jp/management/>

[https://www.shinai-u.ac.jp/pdf/2023\\_wshi-u\\_infodis-014.pdf](https://www.shinai-u.ac.jp/pdf/2023_wshi-u_infodis-014.pdf)

（概要）

本学では、教育課程の編成・実施の方針を以下のように定めている。

① 教育課程編成の方針

（1）全学のカリキュラム・ポリシー

和歌山信愛女子短期大学では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）で明記している人材の育成のために、以下の方針で教育課程（カリキュラム）を編成・実施する。

- 1) 本学※の卒業認定・学位授与の方針に掲げる学修成果を身に付けるため、共通教養科目、専門教育科目を体系的に編成し、講義・演習・実技・実験・実習科目を適切に組み合わせた授業科目を展開する。
- 2) 共通教養科目群に、「信愛のこころ」「社会を見通す力」「人とつながる力」「地域を支える力」の4領域を設ける。
- 3) 資格取得に必要な専門的な知識と技能を体系的に学べるように、専門教育科目群を配置する。
- 4) 全ての科目には科目ナンバリングコードを割り当て、カリキュラムツリーと共に、各科目間の体系性を分かりやすく明示する。
- 5) 1年次前期を「基礎力の育成」、1年次後期を「専門力の育成」、2年次前期を「実践力の育成」、2年次後期を「総合力の育成と評価」の時期とし、適切な科目を配置する。

② 教育課程実施の方針

○教育内容

- 1) 共通教養科目群の領域「信愛のこころ」「社会を見通す力」「人とつながる力」の科目群では、キリスト教の愛の精神に基づいて、一人ひとりを大切にできる豊かな人間性と高い教養を兼ね備え、地域社会で幅広く活躍する女性に必要な以下の学修成果の修得を目指す。

「信愛のこころ」科目群の学修成果

- i) 本学の建学の精神の理解を通して、キリスト教的価値観に基づく愛の実践を身に付け、自他共に一人ひとりを大切にできる「キリスト教的倫理観」

「社会を見通す力」科目群の学修成果

- i) 多様な視点と広い視野を身につけ、未知の事態や新しい状況に的確に対応していくことができる「教養・知性」
- ii) 多様な課題を正しく把握・分析し、適切な解決策を立てて実行できるとともに、その結果を検証し、計画の見直しや次の計画に反映することができる「論理的思考力・問題解決力」

- iii) 課題解決のために、情報通信技術（ICT）を用いて、多様な情報を収集・分析し、モデルに則って適切に活用することができる「情報収集・分析力」

「人とつながる力」科目群の学修成果

- i) 多様な考えや文化的背景を持つ人々との関わりの中で、相手の主張を聞き入れ、その気持ちを理解できるとともに、自分の考えや思いを明確に伝え、有効な人間関係を築くことができる「コミュニケーションスキル」

- 2) 共通教養科目群の領域「地域を支える力」と各学科専攻の専門教育科目群では、地域社会の一員としての自覚と責任感を有し、真摯な姿勢と高いコミュニケーション能力で、地域をとりまとめ、リーダーシップを発揮できる社会人に必要な以下の学修成果の修得を目指す。

- i) 地域社会の一員としての意識を持ち、地域の発展のために積極的に貢献できる「地域課題解決力」

- ii) 周囲の人々と良好な人間関係を構築し、協調・協働して物事を行うことができるとと

- もに、時にはリーダーとして周囲をまとめ、目標実現に向けた方向性を示すことができる「チームワーク・リーダーシップ」
- iii) 自律・自立して学び続ける態度を身に付けるとともに、自らを律して行動できる「生涯学習力と自己管理能力」
- 3) 本学の専門教育科目群では、職業人としてその使命を理解し、専門的知識と技能を背景とした高い実践力と創造力で、現代社会の多様な問題解決に自ら率先して取り組むことができる人材に必要な学修成果の修得を目指す。
- 4) 未知の課題に直面しても、これまでの学修で身に付けた知識・技能・態度等を総合的に活用して新たなアイデアを創出し、主体的に課題解決にあたることのできる創造的思考力を養うために、学外実習科目やゼミ形式の卒業研究科目を配置する。
- 5) 高校での学びと大学での学びをつなげる初年次教育の科目として、共通教養科目群の「基礎演習」を1年前期に配置し、多様な入学者が自ら学修計画を立て、主体的な学びを実践できるようにする。
- 6) 自らのキャリアを主体的に形成する態度を身につけるキャリア教育の科目として「キャリアデザイン」を専門科目群に配置する。
- 7) 地域に関する学修を含む科目を積極的に配置し、シラバスに明示する。
- 8) 実務家教員による授業科目を積極的に配置し、シラバスに明示する。
- 9) 各科目が修得を目指す学修成果をカリキュラムマップに明示する。
- 10) 学生が年間に履修登録できる単位数に上限を設け、課程外での学習時間を確保して単位の実質化を図る。
- 教育方法
- 1) シラバスに、関連するDPと学修成果、アクティブラーニング、地域の学修、授業の概要とキーワード、実務経験と授業内容、学生の到達目標、授業のテーマ及び内容、授業計画、評価の割合と観点、教科書及び参考書、課題・試験等のフィードバック、予習・復習の内容と時間、免許・資格、受講要件、オフィスアワーを明確に示し、周知する。
- 2) 学生の主体的な学びを促すために、アクティブラーニングを取り入れた教育方法を実践する。
- 3) 学内Wi-Fi及びGoogle Classroomの利用により、ICTを活用した教育方法を積極的に取り入れる。
- 4) 多様なメディアを高度に利用した授業科目を配置し、30単位を超えない範囲で、教室等以外の場所で履修することを可能にする。
- 5) 学修成果可視化システムを用いた学修ポートフォリオにより、学生は学修成果の到達状況を自己評価すると共に、学修計画の振り返りと目標設定を行う。
- ③ 学修成果の評価
- 本学※の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる学修成果の修得状況を、本学の「アセスメントポリシー」に規定する以下の方法により把握し、評価する。
- i) 成績評価のガイドラインに基づき設定された、各科目のシラバスに示す評価方法と配点比率に基づく成績評価 ii) GPA iii) 単位修得状況 iv) 学修ポートフォリオ v) 学生生活調査の結果 vi) 資格・免許取得状況 vii) 卒業率・学位授与数 viii) 就職率・進学率・就職先 ix) 公務員採用試験合格者数
- (2) 生活文化学科生活文化専攻のカリキュラム・ポリシー
- 生活文化学科生活文化専攻では、本学科専攻の卒業認定・学位授与の方針で明記している人材の育成のために、以下の方針で教育課程（カリキュラム）を編成・実施する。
- ① 教育課程編成の方針
- 1) 2) (全学参照 ※「本学」を「本学科専攻」とする。)
- 3) 専門教育科目群に、「ライフデザイン」「情報」「医療・介護・福祉」「キャリアデザイン」「地域社会と文化」「卒業研究」の6領域を設ける。
- 4) 専門教育科目群に、秘書士、上級秘書士、上級秘書士（メディカル秘書）、情報処理士、上級情報処理士、フードコーディネーター3級取得に必要な科目を体系的に配置

する。

5) 6) (全学4) 5) 参照)

## ② 教育課程実施の方針

### ○教育内容

1) 2) (全学参照)

3) 専門教育科目群では、自らの個性を発揮して、地域社会で幅広く活躍する職業人に求められる以下の学修成果の修得を目指す。

「ライフデザイン」科目群の学修成果

- i) 豊かな生活の場をつくり家庭と地域をつなげるための「生活に関する幅広い知識」
- ii) 自己の感性や創造力を駆使し、日常生活の中から新しい視点や価値観を発見することができる「感性豊かで創造的なデザイン力」

「情報」科目群の学修成果

- i) 情報機器を積極的に活用し、数量的な把握や評価に基づき、情報に関する課題についての確かな考察ができる「情報に関する技能」

「医療・介護・福祉」科目群の学修成果

- i) 「生活に関する幅広い知識」
- ii) 社会保障の構造や機能について理解し、変化する社会に対応しながら医療従事者として社会貢献できる「医療・介護・福祉に関する技能」

「キャリアデザイン」科目群の学修成果

- i) 社会人として、周囲と良好な関係を築くための「職業に関する幅広い知識」
- ii) 「地域課題解決力」

「地域社会と文化」科目群の学修成果

- i) 主体的な姿勢で問題解決に取り組むための「文化と社会に関する知識・理解」
- ii) 「地域課題解決力」

4) ビジネス社会や家庭で起こる諸問題に臨機応変に対応し、多様な課題に対し主体的に問題解決に取り組むことができる創造的思考力を持った人材を育成するために、生活文化ゼミを配置する。

5) ~ 10) (全学参照)

### ○教育方法 (全学参照)

## ③ 学修成果の評価

(全学参照 ※「本学」を「本学科専攻」とする。)

(3) 生活文化学科食物栄養専攻のカリキュラム・ポリシー

生活文化学科食物栄養専攻では、本学科専攻の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)で明記している人材の育成のために、以下の方針で教育課程(カリキュラム)を編成・実施する。

### ① 教育課程編成の方針

1) 2) (全学参照)

3) 専門教育科目群に、「社会生活と健康」「人体の構造と機能」「食品と衛生」「栄養と健康」「栄養の指導」「給食の運営」「医療」「食育」「食のデザイン」「地域とキャリア」「卒業研究」の11領域を設ける。

4) 専門科目群に、栄養士養成課程のカリキュラムを設けると共に、医療秘書実務士やフードコーディネーター3級取得に必要な科目を体系的に配置する。

5) 6) (全学4) 5) 参照)

## ② 教育課程実施の方針

### ○教育内容

1) 2) (全学参照)

3) 専門教育科目群では、食と医療の分野で活躍する職業人に求められる以下の学修成果の修得を目指す。

「社会生活と健康」科目群の学修成果

- i) 社会や環境と健康との関係を十分に理解して、保健・医療・福祉・介護システムの概要について根拠を示して説明できる「社会生活と健康、医療と福祉に関する知識・理

解]

「人体の構造と機能」科目群の学修成果

- i) 生体構成成分、細胞、組織、臓器・器官、器官系および個体のレベルで人体の構造と機能を十分に理解して、身体活動や環境変化に対する人体の適応について説明できる「人体の構造と機能に関する知識・理解」

「食品と衛生」科目群の学修成果

- i) 食品の各種成分の栄養特性、食品の安全性、衛生管理の方法について十分に理解して、的確に説明することができる「食品と衛生に関する知識・理解」
- ii) 食品加工の原理およびその食品成分の変化について理解し、食物の取り扱いができるとともに、食品の安全性の重要性を十分に認識し、適切な衛生管理ができる「食品と衛生に関する技能」

「栄養と健康」科目群の学修成果

- i) 栄養とは何か、その意義と栄養素の代謝及び生理的意義を十分に理解し、性、年齢、生活・健康状態等における栄養生理的特徴及び各種疾患における基本的な食事療法についての的確に説明できる「栄養と健康に関する知識・理解」
- ii) 対象者のライフステージや身体・精神的状況、価値観、社会的背景等の特徴、行動変容に関する理論等を十分に理解して、マネジメントサイクルに基づいた適切な栄養教育（指導）ができる「栄養の教育・指導に関する技能・表現」

「栄養の指導」科目群の学修成果

- i) 個人、集団及び地域レベルでの栄養教育（指導）の基本的役割、栄養に関する各種統計について十分に理解して、基本的な栄養教育（指導）の方法についての的確に説明できる

「栄養の教育・指導に関する知識・理解」

- ii) 「栄養の教育・指導に関する技能・表現」

「給食の運営」科目群（学外実習科目を除く）の学修成果

- i) 食事の計画や調理を含めた給食サービス提供、食の開発・演出・運営の意義とねらいについて十分に理解して、的確に説明できる「給食の運営と食のデザインに関する知識・理解」
- ii) 対象者に応じた安全でおいしい食事を提供できるとともに、食の開発・演出・運営を通じて、食生活の創造・改善を提案することができる「給食の運営と食のデザインに関する技能・表現」

「医療」科目群（学外実習科目を除く）の学修成果

- i) 「社会生活と健康、医療と福祉に関する知識・理解」
- ii) 医療・介護・福祉に関する事務処理、情報管理の技術、接遇・応対等の技能を身につけ、職員・利用者間での円滑なコミュニケーションをサポートできる「医療・介護・福祉に関する技能」

「食育」科目群の学修成果

- i) 「栄養の教育・指導に関する知識・理解」

- ii) 「栄養の教育・指導に関する技能・表現」

「食のデザイン」科目群の学修成果

- i) 「給食の運営と食のデザインに関する知識・理解」

- ii) 「給食の運営と食のデザインに関する技能・表現」

「地域とキャリア」科目群の学修成果

- i) 「地域課題解決力」

- 4) 食と医療の現場に起こる問題に臨機応変に対応し、新たな問題に対し自主的に問題解決に取り組むことが出来る、創造的思考力を持った人材を育成するために、学外実習科目および卒業研究を配置する。

- 5) ～10)（全学参照）

○教育方法（全学参照）

③ 学修成果の評価

（全学参照 ※「本学」を「本学科専攻」とする。） x) 栄養士実力認定試験の結果

(4) 保育科のカリキュラム・ポリシー

保育科では、本学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）で明記している人材の育成のために、以下の方針で教育課程（カリキュラム）を編成・実施する。

① 教育課程編成の方針

- 1) 2) (全学参照 ※「本学」を「本学科」とする。)
- 3) 専門教育科目群に、「保育の本質・目的」「対象の理解」「保育内容」「保育の指導法」「キャリア」「実習」「総合演習」「卒業研究」の8領域を設ける。
- 4) 専門科目群に、教職課程（幼稚園教諭）及び保育士養成課程のカリキュラムを設ける。
- 5) 6) (全学4) 5) 参照)

② 教育課程実施の方針

○教育内容

- 1) 2) (全学参照)
- 3) 専門教育科目群では、保育の現場で活躍する職業人に求められる、以下の学修成果の修得を目指す。

「保育の本質・目的」科目群の学修成果

- i) 保育者としての自覚を持ち、一人ひとりの子どもの心身の成長と発達に最も必要なことを見据えた上で子どもや保護者に接することができる「教育的愛情」

「対象の理解」科目群の学修成果

- i) 多様な生活背景を持つ個別的な存在として、子ども一人ひとりの目線に立って、個々の違いに配慮しながら対応ができる「子ども理解」

「保育内容」科目群の学修成果

- i) 各要領・指針に示されたねらいや内容を理解し、子どもが経験し身につけていく内容に応じた指導計画を立案することができる「保育内容の理解」

「保育の指導法」科目群の学修成果

- i) 五領域の保育内容を踏まえた指導計画の立案、実行、改善ができる「保育の指導力」

「キャリア」科目群の学修成果

- i) 「地域課題解決力」

専門科目群を通して総合的に修得する学修成果

- i) 子どもや保護者の気持ちに寄り添い、共感的、受容的な態度で接し、相手の主体性、自己決定を尊重することができる「社会性」
- 4) 保育現場に起こる問題に臨機応変に対応し、新たな問題に対し自主的に問題解決に取り組むことが出来る、創造的思考力を持った人材を育成するために、実習科目、卒業研究、保育・教職実践演習（幼稚園）を配置する。
- 5) 6) (全学参照)
- 7) 保育者に必要な人間愛と奉仕の精神をボランティア活動を通して修得を目指す科目として「ボランティア論」を専門科目群に配置する。
- 8) ~11) (全学7) ~10) 参照)

○教育方法 (全学参照)

③ 学修成果の評価

(全学参照 ※「本学」を「本学科」とする。 保育科)

入学者の受入れに関する方針（公表方法：「入学受け入れの方針」）

<https://www.shinai-u.ac.jp/management/>

[https://www.shinai-u.ac.jp/pdf/2023\\_wshi-u\\_infodis-015.pdf](https://www.shinai-u.ac.jp/pdf/2023_wshi-u_infodis-015.pdf)

(概要)

本学では、入学者受け入れの方針を以下のように定めている。

【全学】

I. 建学の精神・教育目的

和歌山信愛女子短期大学は、「心の教育」を大切にしています。大学名が示す「信じる」「愛する」心を育むため、「一つの心、一つの魂」をモットーに、一人ひとりを大切に、与えられた諸能力を十全に開花させ、自己教育力を身につけ、社会の建設に貢献できる人間の育成を、建学の精神・教育理念としています。さらに、カトリック精神に基づき、深

く専門の学芸を教授研究し、職業または实际生活に必要な能力を養成するとともに、高い教養と豊かな人間性をもって社会に貢献する女性を育成することを大学の教育目的とし、使命としています。

## II. 求める学生像

上記に示す建学の精神および教育目的に定める人材を育成するため、和歌山信愛女子短期大学は、「互いの存在を大切にできる人」、「自身の可能性を信じて努力できる人」、「職業人として将来地域のために貢献する意欲のある人」を求めます。

### 【生活文化学科ビジネス実践コース】

#### I. 学科の教育目的

建学の精神に則り、生活を豊かにする高度な専門的知識と技術で、地域に貢献できる人材の育成を目的としています。

#### II. 求める学生像

生活文化学科ビジネス実践コースでは、本学の建学の精神・教育理念及び学科の教育目標を理解し、次の様な資質・能力を備えた学生を求めています。

- ・多様な価値観を持つ人たちとコミュニケーションをとり、互いに理解し合おうとする意欲のある人
- ・身近な生活（衣・食・住）や文化に関心を持ち、社会生活に必要な基本的マナーを身につけている人
- ・本コースが掲げる4ユニット（情報コミュニケーション、ビジネスコミュニケーション、医療実務、公務員）の学問に幅広く取り組むための基礎学力と学習意欲を有している人
- ・課題意識をもって自分で考え、自分の言葉で意見を伝えることができる人、又は伝えようと努力できる人
- ・積極的に自分の個性を伸ばし、地域に貢献したいという目的意識を持った人

#### III. 入学者選抜の基本方針

生活文化学科ビジネス実践コースが求める資質・能力を有した学生を受け入れるため、和歌山信愛女子短期大学では一人一人の能力・適性が最も評価できるよう多彩な選抜制度を用意し、本学での学びに必要な学力の3要素 「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」を多面的・総合的に評価します。

### 【生活文化学科食物栄養コース】

#### I. 学科の教育目的

建学の精神に則り、生活を豊かにする高度な専門的知識と技術で、地域に貢献できる人材の育成を目的としています。

#### II. 求める学生像

生活文化学科食物栄養コースでは、本学の建学の精神・教育理念及び学科の教育目標を理解し、次の様な資質・能力を備えた学生を求めています。

- ・人の痛みや苦しみに共感でき、感謝の心を持つ人間性豊かな人
- ・生物や化学に関心があり、食や健康について科学的に考えることができる人
- ・自分の考えを自分の言葉で表現し、伝えることができる人
- ・人との関わりを大切にし、コミュニケーション能力と協調性のある人
- ・食への関心と調理技術向上への意欲を有し、将来食の分野で社会に貢献したい人

#### III. 入学者選抜の基本方針

生活文化学科食物栄養コースが求める資質・能力を有した学生を受け入れるため、和歌山信愛女子短期大学では一人一人の能力・適性が最も評価できるよう多彩な選抜制度を用意し、本学での学びに必要な学力の3要素 「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」を多面的・総合的に評価します。

### 【保育科】

#### I. 学科の教育目的

建学の精神に則り、愛と奉仕の精神を基盤とする人間形成に努め、現代社会に適応する

保育の知識と技術を有する専門保育者の養成を目的としています。

## Ⅱ. 求める学生像

保育科では、本学の建学の精神・教育理念及び学科の教育目標を理解し、次の様な資質・能力を備えた学生を求めています。

- ・豊かな感性を持ち、子どもが好きで、人のために役立ちたいという熱意のある人
- ・基本的な生活習慣や基礎学力を備え、幼稚園教諭・保育士・保育教諭になるために意欲的に努力できる人
- ・保育に活かせる特技を持っている人、鍵盤楽器の演奏能力がある人、またはそれらを身に付ける意欲がある人
- ・問題解決に向けて自分の考えを主体的に表現することができ、多面的に考える基礎的思考力と判断力がある人
- ・マナーを持って 多様な世代の人々と良好な人間関係を築くことができる社会性のある人

## Ⅲ. 入学者選抜の基本方針

保育科が求める資質・能力を有した学生を受け入れるため、和歌山信愛女子短期大学では一人一人の能力・適性が最も評価できるよう多彩な選抜制度を用意し、本学での学びに必要な学力の3要素 「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」を多面的・総合的に評価します。

## ②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：組織図は次のホームページに公表している。

<https://www.shinai-u.ac.jp/management/>

[https://www.shinai-u.ac.jp/pdf/2023\\_wshi-u\\_infodis-001.pdf](https://www.shinai-u.ac.jp/pdf/2023_wshi-u_infodis-001.pdf)

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）							
学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計
—	2人	—					2人
保育科	—	4人	1人	3人	3人	0人	11人
生活文化学科	—	4人	2人	4人	2人	3人	15人
b. 教員数（兼務者）							
学長・副学長		学長・副学長以外の教員					計
0人		42人					42人
各教員の有する学位及び業績 （教員データベース等）		公表方法：次のホームページで公表している。 <a href="https://www.shinai-u.ac.jp/teacher/">https://www.shinai-u.ac.jp/teacher/</a>					
c. FD（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）							
<p>本学ではFD委員会が中心となり、FD活動を以下のように行っている。</p> <p>FD委員会：年2回（6月頃と12月頃）</p> <p>授業の相互参観：11月頃、全教員が各2回、他の教員の授業を参観。報告書にまとめて提出する。</p> <p>FD実践報告書：年度末に全教員が1年間のFD実践についてまとめ、評価し、報告書として提出する。</p> <p>以上のFD活動および報告書については、自己点検評価報告書としてまとめHPで広く公開している。</p>							

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等								
学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学 定員	編入学 者数
保育科	80人	57人	71.3%	160人	124人	77.5%	-人	-人
生活文化学科	90人	83人	92.2%	180人	154人	85.6%	-人	-人
合計	170人	140人	82.4%	340人	278人	81.8%	-人	-人
(備考)								

b. 卒業者数、進学者数、就職者数				
学部等名	卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
保育科	70人 (100%)	1人 ( 1%)	67人 ( 96%)	2人 ( 3%)
生活文化学科	71人 (100%)	0人 ( 0%)	65人 ( 92%)	6人 ( 8%)
合計	141人 (100%)	1人 ( 1%)	132人 ( 94%)	8人 ( 5%)
<p>(主な進学先・就職先) (任意記載事項) 和歌山県内市町村役場(保育士)、和歌山県内保育施設(認定こども園・幼稚園・保育所)、株式会社紀陽銀行、ありだ農業協同組合、エバーグリーン廣甚株式会社、日清医療食品株式会社、エームサービス株式会社、シダックス株式会社 他</p>				
(備考)				



c. 修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）					
学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業者数	留年者数	中途退学者数	その他
保育科	73人 (100%)	69人 (94.5%)	1人 (1.4%)	3人 (4.1%)	-人 (-%)
生活文化学科	76人 (100%)	71人 (93.4%)	1人 (1.3%)	4人 (5.3%)	-人 (-%)
合計	149人 (100%)	140人 (94.0%)	2人 (1.3%)	7人 (4.7%)	-人 (-%)
(備考)					

### ⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

<p>(概要)</p> <p>全授業科目は、原則として各回の授業時間を100分とし、半期14回の授業計画で実施している。授業の方法および内容については、教務部が中心となって授業計画（シラバス）を作成している。シラバスはホームページから学生ポータル「シラバス検索」のURLにジャンプするように掲載している。</p> <p>授業計画書の作成にあたっては、以下の過程と内容で行っている。</p> <p><b>【シラバス記載項目】</b></p> <p>科目コード、科目名、担当者名、単位、種別、開講学科・専攻、開講期、必修・選択の別、授業の概要とキーワード、実務経験と教授内容、アクティブラーニング、地域の学修、関連するDP、学習成果の領域、学生の到達目標、授業のテーマおよび内容、評価方法及び基準、評価方法、領域、評価の観点、割合、教科書、参考書、課題・試験等のフィードバック、予習・復習の内容と時間、免許・資格、受講要件等、オフィスアワー等</p> <p><b>【作成過程とスケジュール】</b></p> <p>12月 教務部より、各教員にカリキュラムマップ・科目コード一覧・授業担当科目一覧・シラバス様式・シラバス作成要領を配信し、以下の記載項目を含む授業計画の作成を依頼する。</p> <p>2月 授業計画の提出と教務部による内容確認、修正を行う。</p> <p>4月 ホームページおよび学生ポータルに掲載 新入生オリエンテーションおよび新2年生ガイダンスにて説明を行う。</p>
---

### ⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

<p>(概要)</p> <p>本学ではシラバスに示された成績評価の方法・基準のとおり、以下の規程に従って成績を評価し、単位を認定している。</p> <p style="text-align: center;">学 則</p> <p>[単位の授与]</p> <p>第13条 各授業科目を履修した者には認定の上、単位を与える。</p> <p>2 単位修得の認定の方法は、原則として、試験によるもののほか、本学が認める適切な方法により学修の成果を評価して行うものとする。</p> <p>[試験等]</p>
---

第14条 試験等は、原則として学期末または学年末に実施する。

2 試験等の受験資格、再試験および追試験に関しては、別に定める。

[授業科目の評価基準]

第15条 成績の評価は100点満点とし、60点以上を合格とする。

2 本条および前2条に関して、必要とする事項は別に定める。

#### 単位認定規程

第2条 学業成績の評価は、試験成績、諸提出物および学習活動の評価等を総合し、授業科目担当者の責任において行う。学業成績評価60点未満は不合格とする。

第3条 本学における試験は、原則として次のとおり実施する。

(1) 期末試験 原則として各期末に行う。

(2) 再試験 講義・演習科目における学業成績評価の不合格者について実施する。ただし、通年科目は原則として学年度末に1回行う。

(3) 追試験 学生が病気その他やむを得ない理由により期末試験または再試験を受験することができなかつたか者について実施する。

(4) 授業科目担当者はレポート等によって前項までの試験にかえることができる。

(5) 延期試験 学校保健安全法施行規則に定められる第一種、第二種感染症に罹患したことにより出席停止となり、試験(期末・追・再)を受験できなかつた学生に対し、届け出により実施する。

(6) 臨時試験 各授業科目担当者において必要と認めた場合実施する。

(7) 本状1から5に規定する試験を受けなかつた場合は、原則として単位を認定しない。

(8) 本学で実施する各種の試験において、不正行為が発覚したときは、別に定める細則〔単位履修における内規(平成6年3月1日 一部改正施行) 試験時の不正行為に関する処置、第1条～第9条〕により処分させる。

第4条 各授業科目ごとの出席時間数が開講時数の2/3以上でなければ、原則としてその授業科目の評価を受けることができない。

ただし、3項に規定する実習科目を除き、実験・実習・実技科目については、開講時数の4/5以上出席しなければならない。

2. 学実習を伴う実習科目については、原則として開講時数(日数)のすべてにわたり出席しなければならない。

3. 遅刻は3回をもって1回の欠席とみなす。各授業時間の1/3を経過しての遅刻は欠席となる。

第5条 受験資格を失つた者は、各授業科目担当者の指示により、原則として次期の当該科目を受講した後その資格を得ることができる。

第6条 期末試験は一週間前に掲示予告し、各授業科目担当者が行うものとする。

2. レポート等の提出期限は厳守しなければならない。提出期限を過ぎた場合は原則として受理されない。

第7条 追試験・再試験に関する規程は、別にこれを定める。

第8条 学業成績の評価は、100点法をもってあらわす。ただし、授業科目の性質によっては、この評価法によらないこともある。

2. 学業成績評価の学籍簿への記載は、秀、優、良、可、不可の評語を用い次に示す基準により点数法から換算する。

評定	評点	評価の基準
秀	90点以上	完全にあるいは想定した以上の水準で到達目標を達成できている
優	80～89点	ほぼ完全に想定された到達目標を達成できている
良	70～79点	一部課題を残すが、概ね到達目標を達成できている
可	60～69点	到達目標において、最低限の基準を達成できている

不可	59 点以下	到達目標の際基準を達成するには更なる努力が必要である
----	--------	----------------------------

3. 受験不可あるいは届け出なく受験しなかった授業科目の評価は不受とする。

第9条 学表成績評価 60 点以上を合格として当該学年に履修した単位を認定し、60 点未満を不合格として単位未認定とする。

第10条 1年次において単位未認定となった授業科目は、2年次に原則として当該授業科目を受講した後、所定の手続（第2条～第7条）を経た者について単位を認定する。

（客観的な指標の設定・公表および成績評価の適切な実施に係る取組の概要）

本学では、成績評価の客観的な指標として GPA を採用し、以下の基準に基づき算定している。

和歌山信愛女子短期大学G P A 基準

[GPA 算定基準]

- (1) 各 GPA 対象科目の得点を 5 段階 (4, 3, 2, 1, 0) の GP に換算する。
- (2) GPA 対象科目は 0-100 までの評価が行われた科目のすべてが対象となる。
- (3) 受験不可あるいは届け出なく受験しなかった GPA 対象科目の評価を不受とし、GP は 0 となる。
- (4) 再履修して合格となった場合でも過去の不合格履歴が累積 GPA の算出対象となる。
- (5) 追試験・再試験と受験した GPA 対象科目は、その評価を GP に換算する。

評点	評価	グレードポイント (GP)
100-90 点	秀	4
89-80 点	優	3
79-70 点	良	2
69-60 点	可	1
59-0 点	不可	0
0-100 点以外	不受	0
	放棄・その他	対象外

[GPA の算出式]

評価の各 GPA 対象科目の成績評価（得点）を GP に換算し、これに科目の単位数を掛けた数の総和を、GPA 対象科目の単位数の総和で割ったものが GPA である。

- (1) GPA の計算方法は以下のとおりである。  
(GPA 対象科目の GP × 単位数) の総和

$$GPA = \frac{\text{GPA 対象科目の GP} \times \text{単位数 の 総和}}{\text{GPA 対象科目の単位数の総和}}$$

この基準により算出した GPA に修得単位数等の状況を加味した一覧を作成し、成績の分布状況に把握に努めるとともに、人物、学業成績とともに優秀で他の学生の模範と認められる学生を、卒業時に表彰し、レーヌ・アンティエ賞を授与している。

（卒業に認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要）

本学では、以下のとおり学位授与の方針を定め、毎年度 3 月に行われる単位認定のための教授会において、学生の卒業認定を行っている。

学 則

[目的および卒業認定・学位授与の方針]

第1条 本学は、教育基本法および学校教育法の下に、カトリック精神に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、職業または実際生活に必要な能力を養成するとともに、高い

教養と豊かな人間性をもって社会に貢献する女性を育成することを目的とし使命とする。

- 2 本学に2年以上在籍して所定の単位を修得し、以下に掲げる知識や資質を身につけた学生に対して卒業を認定し、短期大学士の学位を授与する。
- (1) 女性として、キリスト教的倫理観を背景に、一人ひとりを大切にする愛の精神を体現し、高い教養と豊かな人間性を兼ね備えている。
  - (2) 職業人として、その使命に近いし、専門的知識と技能を背景とした高い実践力と創造力で、現代社会の多様な問題解決に自ら率先して取り組むことができる。
  - (3) 社会人として、地域社会の一員としての自覚と責任感を有し、真摯な姿勢と高いコミュニケーション能力で、地域をとりまとめ、リーダーシップを発揮できる。

[学科・専攻の教育目的および卒業認定・学位授与の方針]

第5条 学科・専攻の教育目的は次のとおりとする。

#### 生活文化学科生活文化専攻

建学の精神に則り、生活に関わる幅広い知識と技能を養い、感性豊かで創造的なデザイン力を培い、地域と社会に貢献できる自立性を有する人材育成を目的とする。

#### 生活文化学科食物栄養専攻

建学の精神に則り、食生活を通して人日の徒健康と維持増進することに貢献できる、専門的知識と技術を兼ね備えた栄養士の養成を目的とする。

#### 保育科

建学の精神に則り、愛と奉仕の精神を基盤とする人間形成に努め、現代社会に適応する保育の知識と技術を有する専門保育者の養成を目的とする。

2 学科・専攻の卒業認定・学位授与の方針は次のとおりとする。

#### 生活文化学科生活文化専攻

本科専攻に2年以上在籍して所定の単位を修得し、以下に掲げる知識や資質を身につけた学生に対して卒業を認定し、短期大学士（生活文化学）の学位を授与する。

- (1) キリスト教の愛の精神に基づいて、一人ひとりをお大切にできる豊かな人間性と高い教養を兼ね備え、地域社会に幅広く活躍する女性としての使命感・責任感をもっている（キリスト教の押しを背景として倫理観（態度・志向性）、教養・知性（知識・理解）、汎用的技能）。
- (2) 生活と職業に関する専門的知識を修得し、これらを必要とする領域で個性を発揮することができる（専門的知識・理解）。
- (3) 実社会において求められる専門的かつ実践的な技能が身につけている（専門的技能）。
- (4) 知性と論理的思考力を背景に、生活に関する課題を総合的に分析し、具体的対策を立案、実行するなど、自主的に問題化行けるに取り組むことができる（統合的な学習経験と創造的な思考力）。
- (5) 多様な地域課題を理解し、地域社会の一員として自覚を持って、生涯学び続ける態度が身につけている。また、職場や地域の人々良好な人間関係を構築し、協力して物事を行うことができる（社会人としての態度・志向性）。

#### 生活文化学科食物栄養専攻

本科専攻に2年以上在籍して所定の単位を修得し、以下に掲げる知識や資質を身につけた学生に対して卒業を認定し、短期大学士（栄養）の学位を授与する。

- (1) キリスト教の愛の精神に基づいて、一人ひとりをお大切にできる豊かな人間性と高い教養を兼ね備え、地域社会に幅広く活躍する女性としての使命感・責任感をもっている（キリスト教の押しを背景として倫理観（態度・志向性）、教養・知性（知識・理解）、汎用的技能）。
- (2) 食と健康に関する基礎知識を修得し、人々の食と健康を支える職業人としての使命と責務を自覚している（専門的知識・理解）。

- (3) 食や医療、介護の現場に必要な技能と表現力を身につけ、人々の健康の維持・増進に貢献できる（専門的スキル）。
- (4) 知性と論理的思考力を背景に、食生活に関する課題を総合的に分析し、具体的対策を立案、実行するなど、自主的に問題化行けるに取り組むことができる（統合的な学習経験と創造的な思考力）。
- (5) 多様な地域課題を理解し、地域社会の一員として自覚を持って、生涯学び続ける態度が身についている。また、職場や地域の人々良好な人間関係を構築し、協力して物事を行うことができる（社会人としての態度・志向性）。

保育科

本科専攻に2年以上在籍して所定の単位を修得し、以下に掲げる知識や資質を身につけた学生に対して卒業を認定し、短期大学士（幼児教育）の学位を授与する。

- (1) キリスト教の愛の精神に基づいて、一人ひとりをお大切にできる豊かな人間性と高い教養を兼ね備え、地域社会に幅広く活躍する女性としての使命感・責任感をもっている（キリスト教の押しを背景として倫理観（態度・志向性）、教養・知性（知識・理解）、汎用的スキル）。
- (2) 子どもや子育て、保育の包括的理解に関する専門的知識を修得し、保育現場で子ども一人ひとりの生活や譲許に応じて適切に対応できる（専門的知識・理解）。
- (3) 教育課程（保育の計画と評価を含む）を理解し、多様な表現力と子どもや保護者に寄り添う共感力を基盤に、子どもの自主性を重視した保育を研究、立案、実行改善できる（専門的技術）。
- (4) 知性と論理的思考力を背景に、子ども・子育てを取りまく社会問題を総合的に分析し、具体的対策を立案、実行するなど、自主的に問題化行けるに取り組むことができる（統合的な学習経験と創造的な思考力）。
- (5) 多様な地域課題を理解し、地域社会の一員として自覚を持って、生涯学び続ける態度が身についている。また、職場や地域の人々良好な人間関係を構築し、協力して物事を行うことができる（社会人としての態度・志向性）。

学部名	学科名	卒業に必要な単位数	GPA制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
	保育科	62 単位	有・無	49 単位
		単位	有・無	単位
	生活文化学科 生活文化専攻	62 単位	有・無	46 単位
	生活文化学科 食物栄養専攻	62 単位	有・無	46 単位
GPAの活用状況（任意記載事項）		公表方法：「和歌山信愛女子短期大学GPA基準」を「学生生活のてびき」の33～34ページで、「学生指導のガイドライン」を同35ページで公表している。 「学生生活のてびき」は以下のホームページで公開している。 <a href="https://www.shinai-u.ac.jp/management/">https://www.shinai-u.ac.jp/management/</a> <a href="https://www.shinai-u.ac.jp/pdf/2023_wshi-u_infodis-070.pdf">https://www.shinai-u.ac.jp/pdf/2023_wshi-u_infodis-070.pdf</a>		
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)		公表方法：		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法：次のホームページ「令和5年度 教育研究上の基礎的な情報」において、「校地・校舎等の施設及び教育研究環境」「教育研究環境」及び校舎の平面図等を記載している。  
<https://www.shinai-u.ac.jp/management/>  
[https://www.shinai-u.ac.jp/pdf/2023\\_wshi-u\\_infodis-070.pdf](https://www.shinai-u.ac.jp/pdf/2023_wshi-u_infodis-070.pdf)

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考 (任意記載事項)
	保育科	716,000 円	200,000 円	292,000 円	
		円	円	円	
	生活文化学科 生活文化専攻	716,000 円	200,000 円	276,000 円	
	生活文化学科 食物栄養専攻	716,000 円	200,000 円	292,000 円	

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組

(概要)

学生生活のてびき 36～48 ページおよび 54 ページに記載している。  
また、当該学生の手引きは次のホームページで公開している。

学生生活のてびき

5. 公欠・忌引・その他

- (1) 所定の額を提出し審議を経て学長が認可した場合、公欠として出席扱いとする。
- (2) 忌引による欠席は次の範囲内において出席の扱いとする。ただし、その旨を届け出なければならない。

死亡した者	日数
一親等の直系尊属 (父・母)	7 日
二親等の直系尊属 (祖父母)	3 日
二親等の傍系者 (兄弟姉妹)	3 日
三親等の直系尊属 (曾祖父母)	1 日
三親等の傍系者 (伯叔父母)	1 日
その他同居家族	1 日

- (3) 学外実習については単位認定規程細則第 1 条が適用される。

6. インフルエンザ等学校感染症に罹患した学生への対応

- (1) 学校感染症に罹患したと認められる場合、その学生は出席停止となる。
- (2) 出席停止期間中の授業については、欠席として扱う。ただし届出により配慮する場合がある。
- (3) 期末試験、追試験、再試験については、届出により延期試験を行う。
- (4) 延期試験の取り扱いについては期末試験等と同等のものとする (単位認定規定第 3 条(5))。従って、受験料は不要とし、評価は対象となる期末試験等の規定に従う。

7. 配慮を要する欠席の取り扱い

- (1) 以下の事由による欠席は、届出により配慮する場合がある。
  - ① 「学校保健安全法」に定める学校感染症に罹患した、あるいは感染した恐れがあることにより、出席停止となった場合
  - ② 学外実習に伴う欠席で、担当教員がやむを得ないと判断できる場合
  - ③ 和歌山市以外で大雨・洪水・暴風警報が発令し、登学するのが困難であったと判断できる場合

- ④ JR等公共交通機関の遅延・運休により、登学するのが困難であったと判断できる場合
- ⑤ 就職活動に伴う欠席で、キャリアセンター長がやむを得ないと判断できる場合
- ⑥ その他、学長が認めた場合

(欠席への対応)

- (2) 上記事由により欠席した学生からの申請があった場合、教授会での審議を経て、学長は以下の対応を授業担当教員にとりよう指示するものとする。
  - ① 当該期間は欠席とする。
  - ② 資料の配布、授業範囲の確認および授業ポイントの説明、自習内容の指示、その他授業期間中のレポートや小テスト等を実施された場合の代替措置など、授業にかかわる指導・援助
  - ③ 当該期間の欠席に対する成績上の配慮
  - ④ 前条第1号、2号及び学長が特に認める場合に限り、当該期間の欠席により、学生が受験資格を失う場合の補充授業の実施。ただし、原則として補充授業を行えるのは1科目につき年間(同一年次)1回に限るとし、行う場合は、担当教員は事務室へ届け出ること。
- (3) 許可を受けようとする者は、原則として欠席期間終了後の1週間以内に願い出を事務室に提出しなければならない

## 8. 休学・復学および退学(転学)

### (1) 休学

- ① 病気その他やむを得ない事由で引き続き3ヶ月以上欠席しようとする者は、休学を願い出ることができる。(第32条)  
休学を希望する学生は、所定の休学願を提出しなければならない。なお、傷病の場合は医師の診断書を必要とする。
- ② 休学は1か年以上にわたることができない。ただし、特別の事情があるときはさらに1か年延長することができる。(第33条)
- ③ 休学期間は在学期間に算入しない。(第33条)

### (2) 復学

- ① 休学者は休学の事情がやみ、復学しようとするときは、これを届け出なければならない。(第34条)  
この際、所定の復学願を提出しなければならない。ただし、病気による休学である場合は医師の診断書を必要とする。
- ② 退学者で再入学を願い出た時は、欠員のある場合に限り選考のうえ入学を許可することがある。(第27条)

### (3) 退学・転学

退学または転学しようとするときは、所定の様式の退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。(第35条)

## 9. 各種警報発令時の授業計画について

### (1) 暴風、大雨、洪水警報発令の場合

警報発令状況	授業実施計画
午前6時30分現在、 和歌山市に警報発令中の場合	家庭待機
午前6時30分以降、 午前8時30分までに警報解除の場合	第3限目より授業実施 (午前10時50分までに登学)
午前8時30分以降、 午前10時30分までに警報解除の場合	第5限目より授業実施 (午後1時までに登学)
午前10時30分現在、 警報発令中の場合 (それ以降に解除された場合を含む)	全日休講

[注] ①但し、暴風警報、大雨警報又は洪水警報等が学生の居住地又は通学経路に発令されたため欠席した授業の取扱いについては、やむを得ないと認められる場合に限り、願い出により配慮する場合がある。

②午前6時30分までに警報解除の時は、平常どおり授業実施。

(2) その他の警報発令の場合

警報発令状況	授業実施計画
和歌山市に高潮、津波等の警報が発令された場合、または和歌山市以外の県内あるいは隣接府県に暴風、大雨、洪水警報等が発令された場合。	平常どおり授業実施 ただし、登学についてはそれぞれの居住地の現状を観察のうえ、自主的に判断すること。

[注] 状況如何によっては休講措置をとる場合がある。その場合は連絡網を通じ、あるいは学内放送によって連絡する。

(3) 授業が警報の発令により休講となった場合、その後の授業計画は別途告知する。

(4) 和歌山市以外で大雨・洪水・暴風警報が発令し、登学するのが困難であったと判断できる場合は、届出により配慮することがある。

#### 10. 公共交通機関の運休に伴う授業計画

(1) わかやま電鉄貴志川線が運休となった場合、下記要領により授業を実施または休講とする。

運休状況	授業実施計画
午前6時30分現在、運休の場合	待機
午前6時30分以降、 午前8時30分までに運転再開の場合	第3限目より授業実施 (午前10時50分までに登学)
午前8時30分以降、 午前10時30分までに運転再開の場合	第5限目より授業実施 (午後1時までに登学)
午前10時30分現在、運休の場合	全日休講



[注]①状況により登学不可能で欠席または遅刻のおそれのある時は、事前あるいは登学後速やかに担任に届け出ること。

②テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の情報に注意し、登学時は交通事情に十分留意すること。

(2) 運休により休講となった場合のその後の授業計画は別途告知する。

(3) JR等公共交通機関の遅延・運休により、登学するのが困難であったと判断できる場合、届出により配慮することがある。

#### 11. 学生ポータルについて

今年度より全学生を対象に、学生ポータル (Active Portal) のサービスを開始します。学生ポータルとは、インターネットを通じて履修登録や休講等の情報を確認することができる便利なシステムです。ぜひご活用ください。

おもな機能

- ・履修登録・履修状況の確認
- ・シラバスの確認
- ・時間割の確認
- ・学内お知らせ (休講情報、呼び出し等) の確認 など

ログインについて

学生ポータルを利用するためにはログインID・パスワードが必要です。必要な時期に配布します。

学生ポータルへのアクセス

下記 URL または QR コードからアクセスできます。

【学生ポータル URL】 <https://shinai-jc.ap-cloud.com/>

### IV. 学 生 生 活

#### 1. 宗教的行事への参加

建学の基盤であるカトリック精神に基づく諸行事へは、全員で参加する。キリスト教的な人生観と倫理観を学び、愛と感謝の心を豊かに持ち、自己の持てる力を十分に発揮して活動できるように努める。周囲の人々に喜ばれ、尊敬される女性になれるよう祈る。

(1) 日々の祈り

毎日、昼休みの一時、各クラスの教員と学生は一堂に会し、祈りを捧げる。与えられた学びの機会に感謝し、「一つの心、一つの魂」の精神をもって過ごすことができるように祈る。

また、心を広く社会に向け、他者のために神の恵みを願う。

(2) ごミサ

聖母祭 (5月)、追悼祭 (11月)、クリスマス祭 (12月)、卒業ミサ (3月) には全員ごミサにあずかる。沈黙、祈りの中で他学には見られない宗教的な雰囲気に触れ、感謝と愛の心を育てる。

#### 2. 日常生活

(1) 2023年度 和歌山信愛女子短期大学 授業時間

限	時間割
1・2限	9:00～9:50
	9:50～10:40
休憩	10:40～10:50
3・4限	10:50～11:40
	11:40～12:30
昼休憩	12:30～13:10
HR	13:10～13:20
5・6限	13:20～14:10
	14:10～15:00
休憩	15:00～15:10
7・8限	15:10～16:00
	16:00～16:50
休憩	16:50～17:00
9・10限	17:00～17:50
	17:50～18:40

(2) クラス運営

- ① クラスには、総務・図書・環境衛生・聖母・体育・学園祭・会計の委員をおき、また、2年次にはこれに就職・アルバム委員を加え、全学的な委員会を構成する。
- ② 委員はクラス担任を中心に各担当教員とも絶えず連絡をとり、自主的なクラス運営につとめること。
- ③ 学生は委員を中心にクラス担任および各担当教員との人格的接触をはかるとともに、学生相互の人間関係を深めるよう努力すること。
- ④ 各願・各届類はクラス担任・事務室を通じて学長宛に提出すること。

(3) 学生証

- ① 学生証は常に携帯し、要請があったときは提示すること。
- ② 学生証は他人に貸与するまたは譲渡しないこと。
- ③ 学生証の紛失・盗難などの場合は、直ちに事務室まで届け出ること。

(4) 学習環境の整備

- ① 学生は特に学習環境の清掃美化に心掛け、清掃分担区域について責任をもつこと。
- ② 学内では清潔・静粛を保つため、指定の上履きを使用すること。
- ③ 学内の清掃は毎日励行すること。
- ④ 紙くずその他を散乱させないこと。講義室・図書閲覧室・実験実習室等においては特に注意する。

(5) 保健衛生

- ① 定期健康診断は必ず受診するとともに、診断後も特に注意を要する者は保健担当の指示に従い必要な再検査および治療を受けること。なお、完治後の証明はクラス担任を経て係に提出する。
- ② 学内において発病あるいは負傷した者は保健室を利用すること。

(6) こころの健康

本学では、学生の様々な悩みに応えるため学生相談センター（カウンセリングルーム）を設けている。これは学生生活上のあらゆる悩み・不安の解決の手助けをする相談機関である。ここでは守秘義務があり、本人の許可なく相談内容が外部に出ることはない。学生は気軽にこれらの機関を利用すること。

(7) 服装心得

- ① 服装は和歌山信愛女子短期大学の学生にふさわしく、清楚であることを心掛けること。
- ② 学章は所定の位置（左衿）につけること。

(8) 自動車通学

学内への自動車の乗り入れは許可制となっています。

## 自動車通学規程（抜粋）

### （目的）

第1条 この規定は、和歌山信愛女子短期大学（以下「本学」という。）における自動車通学が許可された学生に対しての自動車通学に関する規定を定め、自家用自動車による通学（以下、自動車通学という）中の安全を図ることを目的とする。

### （許可基準）

第2条 自動車通学の許可基準は次の通りとする。通学のための居住地から本学までの直線距離が半径6km以遠とする。

### （駐車料金）

第4条 本学駐車場に駐車料金として半期10,000円を納めることとし（ただし、科目等履修生は5,000円とする）、途中での駐車許可の取り止め、又は、退学に関した場合の駐車許可の取り止めと、本学からの駐車許可書の取り消し処分に該当した場合は、一旦納められた駐車料金については、返納しないこととする。

### （厳守）

第7条 自動車通学者は、道路交通法および関係諸法令を遵守し、運転マナーに留意して安全運転を行わなければならない。なお、構内においては、以下の文を順守すること。

### （運転者の自己責任）

第8条 自動車通学者が運転中に起こした事故については、構内外を問わず本学は一切責任を負わない。

### （不許可・許可の取り消し）

第9条 本学は、自動車通学者が次の各号の一に該当するときは、自動車通学の許可を認めない。なお、規程に反する場合には、許可を取り消す。

- (2) 違反件数が多く、あるいは飲酒運転など通常運転者が有すべき倫理が欠如した悪質な法令違反の事実が明らかになった時
- (3) 運転を維持できない状態や精神状態にある時
- (4) 指定駐車位置への駐車が再三の注意にもかかわらず守られていない時
- (5) 申出・提出書類に変更事由があったにもかかわらず申告されない時
- (6) 第2条第2号に定める保険契約が規定外の条件に変更または解除した時
- (7) 自動車通学許可者（1名）以外の搭乗者があった時
- (8) その他道路交通法および関係諸法令、当該規程に違反する行為があったとき守衛室前での一時停止により許可書カードの提示義務を怠った場合や、指導に従わない時
- (9) 学生部は、違反者について注意を行い、違反を重ねる場合は、学長により自動車による入構許可を取り消す

### （許可証の返還）

第10条 第9条の規定により既に与えた許可を取り消した場合は、遅滞なく許可証を返還するものとする。在学中は、許可証の再申請はできない。

### (9) 喫煙

学生は学内での喫煙を禁止する。喫煙が明らかになったときは処罰される。

### (10) 賞罰

- ① 学業・徳行その他の業績において特に優秀と認められた学生に対して、表彰することがある。（第50条）
- ② 学生が本学の規則に反するか、または学生の本分に反する行為をしたときは、学長は教授会の議を経て懲戒する。懲戒は訓告・停学・退学とする。（第51条）  
なお、この条項は当該学生に対しクラス担任・学生部生活指導担当の十分な指導助言努力がなされた後に適用される。

### (11) 掲示・印刷物の刊行・配布等

#### ① 学校が行う掲示について

- 学生に対する公示・通知等は、それぞれ所定の掲示版によってなされる。登学の際には必ず掲示物を確認すること。
- 掲示物は許可なしに勝手に手を加えたり、取り外したりしないこと。

#### ② 学生が行う掲示について

○学生が本学において掲示しようとする場合は、事前に学生部の許可を受けること。

その際、掲示責任者は氏名・掲示期間等を明記し、所定の場所に掲示すること。

○掲示期間は掲示の日より2週間以内とする。掲示期間が過ぎれば掲示責任者はただちに掲示物を取り除くこと。

#### (12) 集会等

① 学生が学内外において集会その他で行事および合宿等の団体活動をしようとする場合は、事前に学生部を通じて学長に集会・合宿・学外団体参加許可願を提出し、指導と助言を受けること。

② 届け出は原則として1週間前にすること。

#### (13) 学生旅客運賃割引発行規定

① 学生は学割証の交付を受ける場合、学割証交付願に必要な事項を記入のうえ、事務室へ申し込むこと。

② 学割証の交付は1回につき2枚を限度とし、その使用は本人に限る。ただし、実習・実験・学外受講・就職等のために使用する場合は、この限りではない。

#### (14) アルバイト

アルバイトは学業に支障のない範囲にとどめること。

#### (15) 住所・保護者等の異動

これらの各事項に異動があった場合は、直ちに保護者・本人連署のうえ事務室に届け出ること。

#### (16) その他

① 学生は非常の際には別に定める防災計画にもとづいて行動すること。

② 学内の施設・備品等を使用するときは、事前に関係教員に学校施設使用願を提出し許可を受けること。

③ 学生が午後6時30分以降も学内に留まる場合は、関係教員を通じて事前（午後5時半まで）に事務室へ届け出ること。（退出時刻の延長届）

④ 所持品は自己の責任をもって管理すること。

### 3. 課外活動

豊かな人間性の育成と教養を高め社会性の発達をはかるためには、専門領域における知識の習得のほかには学術研究・社会・芸術・スポーツ・レクリエーションなどに関する課外活動に積極的に参加することが望ましい。

○課外活動は次の2つに分類される。

#### (1) 大学が企画する課外芸術活動

現在、大学が行っている課外芸術活動には下記のものがある。

着装・書道・茶道

#### (2) 学友会の規約にもとづくクラブ・同好会活動

現在、別に定められたクラブ・同好会活動における申し合わせ事項にもとづき、活動が行われている。

○クラブ

・聖歌隊

・陶芸

・ダンス

・アニメーション

○同好会

・卓球

・信短フォトサークル

### 4. 学友会

(1) 本会は和歌山信愛女子短期大学学友会と称し、本学学生をもって構成する。

(2) 本会は本学の指導のもとに学生の自発的な知的・社会的・芸術的・体育的な活動をとおして豊かな人間性を育成するために、次の事項について企画・運営する。学生はこれに積極的に参加することを目指す。

① 学生の企画するスポーツ大会・文化活動

② クラブ・同好会活動

③ その他

(3) 本会の会費は年額 1,200 円とし、在籍 2 年間の会費として 2,400 円を入学時に一括して納める。ただし、いったん納入した会費は返却しない。

#### 5. クラブ・同好会活動における申し合わせ事項

本学では下記の申し合わせによりクラブ・同好会の設立および運営を行う。

[構成]

本学のクラブ・同好会は本学学友会々員をもって構成する。

[設立]

1. クラブ・同好会を新設しようとする場合は、代表者 1 名を含む所属員 5 名以上の名簿を総務委員会に提出し、クラブ・同好会新設の承認を得たのちに学長の許可を得なければならない。
2. クラブ・同好会には研究会等の名称を用いることができる。

[顧問]

1. クラブには顧問をおく。
2. 顧問は各クラブの依頼にもとづき本学専任教職員中より、学長が委嘱する。顧問はクラブ運営に関し、指導助言を与える。
3. クラブに学外の指導者を必要とする場合は、〔学外指導者承認願〕を学生部を経て学長に提出し、その承認を得なければならない。また、学外指導者が団体等に勤務している場合は、その所属長の許可書を必要とする。

[代表者会議]

クラブ・同好会委員会は各クラブ・同好会により選出された代表者 1 名によって構成し、各クラブ・同好会の事務的調整を行う。

[会計]

1. クラブは学友会から活動に要する経費の援助を受けることができる。
2. 同好会は原則として学友会から活動に要する経費の援助を受けない。ただし、学生部および総務委員会の判断により、これを受けることができる。
3. クラブ・同好会への経費の援助は援助資格をもつクラブ・同好会の申請にもとづき学生部において原案を作成し、クラブ・同好会委員会において調整し、総務委員会で議決決定される。
4. 学友会から援助を受けたクラブは、会計責任者が用途を示す書類を添付した会計報告書を総務委員会に提出しなければならない。

[部への昇格]

1. 同好会は満 3 か年の活動を経たのち、クラブに昇格することができる。
2. クラブへの昇格を望む同好会は 2 年にわたる年間活動報告を添え、総務委員会にその旨を届けなくてはならない。総務委員会はこれを審議決定し、学生部に報告しなければならない。
3. 昇格を認められた同好会は原則として次年度より学友会からの経費の援助を受けることができる。

[学外活動]

クラブ・同好会が学外団体に加入するときは、学生部を通して学長に願い出なければならない。

[活動報告]

1. 各クラブ・同好会の責任者は活動計画書および所属員の氏名・人数等を年度始めに学生部に提出しなければならない。
2. クラブおよび経費の援助を受けた同好会の責任者は年間の活動報告書をクラブ・同好会委員会を通して総務委員会に提出しなければならない。

[大学施設の使用]

1. クラブ・同好会は本学の施設を利用することができる。
2. 施設利用計画はクラブ・同好会委員会で審議され、学生部および施設管理責任者の

承認を要する。

〔廃止〕

1. クラブ・同好会を廃止する場合は総務委員会に報告し、その承認を得たのち、学長の許可を得なければならない。
2. 本学の名誉をいちじるしく傷つけ、あるいはこの申し合わせ事項を遵守しないクラブ・同好会、またはクラブ・同好会としての活動がいちじるしく沈滞していると判断されるクラブ・同好会に対して、クラブ・同好会委員会はこれを勧告すると同時に、その旨を総務委員会に報告しなければならない。
3. 総務委員会はクラブ・同好会委員会の勧告後1か年を経過してなお、クラブ・同好会再建がされないと判断した場合、クラブ・同好会委員会の同意の上、学長の許可を得て、本学のクラブまたは同好会として資格を取り消すことができる。

〔改正〕

この申し合わせの改正はクラブ・同好会委員会および総務委員会で3分の2以上の多数決で議決され、学長の承認を得なければならない。

〔施行〕

この申し合わせは総務委員会で審議可決されたのち、すみやかに施行されるものとする。また、この申し合わせは新たな学友会々則が施行されるまでの期間において有効とし、新たな学友会々則が施行されたときには破棄される。

### V. 奨学制度について

奨学金については、制度の趣旨や条件等を確認し応募してください。募集は掲示やWebでお知らせしますので、応募漏れのないようご注意ください。  
主な奨学金の概要は次のとおりです。

#### 1. 日本学生支援機構奨学金 (<http://www.jasso.go.jp>)

制度の趣旨	経済的理由により修学困難な優れた学生に対し、学資の貸与を行う	
種 類	第一種奨学金 (自宅通学) 20,000円、30,000円、40,000円、53,000円 (自宅外通学) 20,000円、30,000円、40,000円、50,000円、60,000円	無利子:※本人が選択
	第二種奨学金	有利子(上限年3%):月額2万円~12万円(1万円単位)から選択 ※年度の途中で月額を変更することも可能
	緊急採用・応急採用	主たる家計支持者の失職、病気、災害等により、1年以内に家計が急変した場合、年間を通じて随時申請可能(貸与期間は緊急採用、応急採用により異なる) 貸与内容は、第一種奨学金、第二種奨学金と同様 該当するかどうかは、事務室で要確認
貸与期間	奨学生採用時から卒業期まで (ただし、2年次への「継続願」を提出して継続が認められた場合)	
学 力 基 準	1 年 次	2 年 次
	第一種:高校の成績3.5以上 第二種:平均水準以上	第一種:成績上位者(3分の1以内) 第二種:平均水準以上
申請方法等 (定期採用の場合)	①4月初旬から中旬の間に開催される説明会に出席 ②必要書類(所定用紙、収入に関する証明書等)を事務室へ提出 ③インターネットを利用した申し込み	
採用までの手続き	①被推薦希望者の学内選考を行い、本学から日本学生支援機構に推薦 ②日本学生支援機構で奨学生を決定し、本学経由で本人に通知(6~7月頃) ③指定口座へ入金(以後は基本的に毎月入金) ④奨学生証、返還誓約書等を受け取る ⑤返還誓約書(返還に関する手続書類)を提出(返還開始は卒業後)	
返 還 方 法	卒業後に一定額を月賦または月賦・半年賦併用(本人が選択)により、定められた期間内に返還 貸与終了月の7ヵ月目から、指定口座からの自動引落により返還が開始	

#### 2. 高等教育の修学支援新制度 (授業料等減免と給付型奨学金)

文部科学省 ([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm))

日本学生支援機構奨学金 (<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html>)

制 度 の 趣 旨	経済的に困難な学生を支援
高等教育の修学支援新 制度内容（2つの支援）	①授業料等の減免（授業料と入学金の免除又は減免） ②給付奨学金（原則返還が不要な奨学金）
支 援 対 象 学 生	①住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生 ②学業要件は明確な進路意識と強い学びの意欲や進学後の十分な学修状況を しっかりと見極め支援する
支 援 の 金 額	①世帯の収入がどれくらいか ②自宅から通うか、一人暮らしか などによって異なる

3. その他 詳しくは各ホームページをご覧ください。
- ・公益財団法人交通遺児育英会
  - ・和歌山県修学奨励金貸与制度
  - ・和歌山県保育士修学資金（募集がある場合はお知らせします。学内受付）

## VI. 図 書 館

### 1. 開館時間

平 日 8：50～17：20 ※本の貸出業務は17：15まで

☆休館日 土曜日、日曜日、国民の祝日（授業開講日を除く）、創立記念日、本学休校日、年末年始（12/29～1/5）その他の臨時休館日、利用時間の変更は適時掲示する。

### 2. 利用方法

利用者統計をとるため、館内利用者は入館の際に、各所属学科の番号札を所定のかごに入れること。

- (1) 貸出：借りたい資料に図書館利用カードを添えて、カウンターに提出する。

貸 出 数…5冊以内（ただし、長期休暇中は10冊以内）、雑誌3冊（ただし、長期休暇中は5冊以内）、視聴覚資料3点以内

貸出期間…図書・雑誌（最新号を除く）：7日、視聴覚資料：3日（学外持出不可の資料は当日）

◎卒研貸出…30日、長期休暇中の貸出期間は適時掲示する。

※延滞した場合は、督促期間（2日）を過ぎ、延滞した日数分だけ、その利用者の貸出を停止する。

- (2) 返却：返却する資料をカウンターに提出する。時間外には、返却ボックスの中に入れる。（視聴覚資料は必ずカウンターに返却すること）

### 3. 文献複写について

館内資料の複写は、カウンターに申し出て「資料複写申込書」を提出する。コピーは図書館員が行う。複写料は、用紙の大きさに関係なくモノクロコピーは10円、カラーコピーは50円とする。なお、貸出済みの資料やノート等のコピーが必要な場合は、図書館前のコピー機を使用すること。コインキットを備えつけてあり、セルフサービスで行うこと。

### 4. 購入希望図書

購入してほしい本などがあれば、館内にあるリクエストカードに必要事項を記入し、リクエストボックスに入れる。ただし、全てのリクエストに応えられるとは限らない。

### 5. 閲覧・貸出の諸注意

- (1) 事典（辞書）、参考図書、雑誌類（最新号）は、原則として禁帯出とする。
- (2) 書架から取り出した資料は、必ず元の場所に戻すこと。
- (3) 資料・図書館利用カードの又貸しをしないこと。
- (4) 静寂を守ること。
- (5) 館内での飲食はしないこと。
- (6) 緊急時以外の携帯電話での通話はしないこと。

### 6. 各研究室保管の図書

- (1) 閲覧については、各研究室責任者の許可を得て、指示された場所で閲覧すること。  
 (2) 貸出は原則として認めない。

#### X. 学生生活に直接関係のある窓口

##### 教 務 部

学科課程 単位履修上の諸問題に関する指導  
 各種免許、資格取得に関する指導

##### 学 生 部

指導企画 学生と対象とする諸行事の企画、助言、学内集会、学生の掲示物、印刷等の指導助言

生活指導 学内外の生活指導の一般、学生の通学に関する諸事項。

学内の学生生活における項目（服装、退出時刻の延長届等）

保 健 定期健康診断、学内における発病あるいは負傷に関すること。

環境整備 学習環境の美化に関すること。

福利厚生 アルバイトの指導助言、レクリエーション、学生食堂、遺失物等に関すること。

##### 宗 教 部

宗教活動 宗教行事、日々の祈り、聖書研究等に関すること。

##### 学務委員会

儀 式 学内式典に関すること

##### キャリアセンター

学生のキャリア教育並びに進路・就職支援、インターンシップに関すること。4年制大学等編入学・進学の助言及び支援

##### 学生相談センター

学生生活上のあらゆる悩み・不安の解決の手助けをする相談機関

##### 事 務 部

学生窓口 平 日 8:30～17:30

会 計 係 学納金の出納等 会計事務全般

教 務 係 受講登録に関すること

前・後期試験の成績通知

講義時間の変更や休講等の連絡

追、再、延期試験の申し込み受付

庶 務 係 各種証明書の発行（発行には1日を要する）

奨学金に関すること

学生証の発行

旅客運賃割引証（学割証）の発行

住所・氏名等の変更に関すること

学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に関する  
 こと

学生納付特例制度（国民年金保険料学生納付特例申請書）に関する  
 こと

教材用消耗品の受渡し

#### b. 進路選択に係る支援に関する取組

##### （概要）

学生生活のてびき 49 ページから 52 ページに次のとおりに掲載している。

また学生生活のてびきは次のホームページに公開している

#### 編 入 学

学生生活のてびき



本学卒業後に、4年制大学への編入学および他の教育機関への進学を希望する学生に対し、情報の提供と受験のための助言及び支援を行っている。

1. 助言・支援機関（窓口）

各クラス担任・副担任及びキャリアセンターに相談すること。

2. 情報の提供

4年制大学等編入学・進学のご案内

キャリアセンターの「編入学関係資料コーナー」（学生出入口付近）で詳細な資料を自由に閲覧できるので、積極的に活用すること。

3. 主な編入学指定（協定）4年制大学

大阪青山大学	健康科学部
大阪観光大学	観光学部
大阪経済法科大学	経済学部 経営学部 国際学部 法学部
大阪産業大学	経営学部
岡山学院大学	人間生活学部
関西福祉科学大学	社会福祉学部 社会福祉学科・心理科学科
吉備国際大学	社会科学部 農学部
京都光華女子大学	健康科学部 キャリア形成学部
京都ノートルダム女子大学	国際言語文化学科 現代人間学部
神戸学院大学	人文学部
高野山大学	文学部
四天王寺大学	人文社会学部 日本学科・国際キャリア学科・ 社会学科・人間福祉学科
聖徳大学	児童学部 心理・福祉学部 文学部 音楽学部
種智院大学	人文学部
千里金蘭大学	生活科学部 食物栄養学科・児童教育学科
相愛大学	人文学部 人間発達部
園田学園女子大学	人間教育学部 児童教育学科
太成学院大学	人間学部
中国学園大学	現代生活学部
東海学院大学	人間関係学部 健康福祉学部
東京純心大学	現代文化学部
東洋学園大学	グローバル・コミュニケーション学部 人間科学部 現代経営学部
徳島文理大学	人間生活学部
羽衣国際大学	人間生活学部
兵庫大学	健康科学部
びわこ学院大学	教育福祉学部
桃山学院大学	国際教養学部 社会学部 法学部 経済学部 経営学部

（注）上記の4年制大学は本学を指定校又は協定校としているので、受験・進学に際して有利である。

4. 編入学合格・進学実績〔複数名合格を含む〕

【国立大学】 香川大学 島根大学 大阪教育大学

【私立大学】 愛知学院大学、英知大学、大阪経済法科大学、大阪産業大学、大阪樟蔭女子大学、大阪大谷大学、関西外国語大学、関西福祉科学大学、京都外国語大学、京都精華大学、京都ノートルダム女子大学、近畿大学、神戸学院大学、神戸女子大学、神戸親和女子大学、四天王寺大学、白百合女子大学、千里金蘭大学、帝塚山学院大学、同志社女子大学、徳島文理大学、奈良大学、ノートルダム清心女子大学、梅花女子大学、兵庫大学、



学年	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
キャリアセンター	履修者・エントリーシート添削	←											→
	面接対策（模擬面接他）	←											→
	就職活動に関連する各種相談受付（個別対応）	←											→
	筆記試験対策（SPI能力検査他）	←											→

※キャリアセンターのメールアドレス：syusyoku@shinai-u.ac.jp



<QRコード入力用>

### c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組

(概要)

学生生活のてびきの 42 ページおよび 57・58 ページへ次のとおりに記載している。  
また、当該学生の手引きは次のホームページで公開している。

学生生活のてびき

#### IV. 学生生活

#### 2. 日常生活

##### (5) 保健衛生

- ① 定期健康診断は必ず受診するとともに、診断後も特に注意を要する者は保健担当の指示に従い必要な再検査および治療を受けること。なお、完治後の証明はクラス担任を経て係に提出する。
- ② 学内において発病あるいは負傷した者は保健室を利用すること。

##### (6) こころの健康

本学では、学生の様々な悩みに応えるため学生相談センター（カウンセリングルーム）を設けている。これは学生生活上のあらゆる悩み・不安の解決の手助けをする相談機関である。ここでは守秘義務があり、本人の許可なく相談内容が外部に出ることはない。学生は気軽にこれらの機関を利用すること。

#### XII. 災害対策について

#### ● 地震対策

##### 1. 警戒宣言発令時の対応

- (1) 警戒宣言が発令された時は、解除まで休校とする。
- (2) 学生は速やかに下校する。ただし、交通機関の混乱あるいはマヒ常態が予想されるので、大学または公共機関（警察・消防署・駅等）の指示により時差下校を行う。状況によって下校不能の場合は、大学内または指示された避難場所で待機する。

##### 2. 地震発生時の対応

- (1) あわてて外へ飛び出したりせず、冷静に周囲の状況および地震の大きさ、距離を判断する。
  - ① 横ゆれの時間が長く比較的ゆっくりした地震は、震源地が遠く割合に安全である。
  - ② 突然、大きく縦にゆれ、震幅が早く、立ってられないほどの地震は、震源地が近く、規模も大きく、相当の被害が予想される。
- (2) 沈着かつ敏速に次の行動をとる。

- ① 火気の始末をする。(電気器具のスイッチを切り、最悪の場合は電源を切る。化学薬品、危険物等の始末をする。)
  - ② 部屋の出入口、非常口等の扉を開ける。
  - ③ ガラスの破片、蛍光灯の破裂、落下その他の倒壊物などに注意して、頭を覆い、机の下などに身を伏せる。
- (3) 状況によって屋外に避難する。避難時には特に次の事項に留意する。
- ① 避難開始は周囲の状況にもよるが、原則としては防災対策本部(本学受付前に設置)からの指示によって行うものとする。
  - ② 地割れ、落下物、倒壊物、外壁の崩壊等を警戒し、特に頭部を覆うこと。
  - ③ 避難経路および非常口は別図によるが、校舎の一部倒壊等による出入口の閉鎖およびその他危険物がある場合は、避難経路を即時判断して変更することがある。(防災対策本部からの指示に注意すること)
  - ④ 前の人を見失わないように注意して、できるかぎり指定の避難場所に集合し、人数を確認して係に報告する。
  - ⑤ 指定避難場所  
 集合場所 ピロティエ(学生食堂前)  
 避難場所 グラウンドまたは、正門横駐車場
3. 地震後の諸注意
- (1) 余震等による火災を防ぐため、厳重に警戒すること。万一火災発生に気づいたら極力初期消火につとめるとともに、直ぐに本部に報告する。
  - (2) 災害時は、デマに惑わされやすいので、消防署、警察署等の責任ある正しい情報に従う。
  - (3) 交通機関のマヒおよび自宅付近の被害等により、帰宅が不可能と思われる場合は、大学に留まることができる。
- \*平常から自宅以外に臨時に身を寄せることのできる家を定めておくことが望ましい。

● 火災対策

1. 防火について

ホームルームや関係する教室周辺に設置している消火器、消火栓、防火扉、非常ベルの押しボタン等の防火設備について、日頃から確認しておき、いざという時の対応に心掛けること。

2. 火災発生時の対応について

- (1) 火災を発見した場合、大声で周囲に知らせるとともに、非常ベル等の押しボタンを押す。現場に複数の者がいる場合、適切に分担し、通報、連絡、初期消火を状況に応じて行う。
- (2) 火災が初期の場合、周辺の消火器を手順に従って操作し、手早く消し止め、その後再燃を防ぐため水をかけ、完全に消火する。
- (3) 消しとめられなかった場合は、無理せず、日頃の火災避難訓練どおり教職員の指示に従って速やかに避難場所に避難する。
- (4) 煙が出ている場合はハンカチ等で口を押さえ、煙を吸い込まないようにし、姿勢を低くして避難する。

3. 防災避難訓練について

- (1) 毎年実施する防災避難訓練には、必ず全員参加し、実際に災害が起こったつもりで、真剣に取り組む。
- (2) 日常から、身の回りや教室などを整理しておき、いざという時スムーズに行動できるように心掛けるとともに、履物等にも配慮しておく

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：次のホームページ 研究情報の各研究者のページに公開している  
<https://www.shinai-u.ac.jp/teacher/>

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード	F230310109397
学校名	和歌山信愛女子短期大学
設置者名	学校法人和歌山信愛女学院

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		51人	49人	54人
内 訳	第Ⅰ区分	30人	26人	
	第Ⅱ区分	-	-	
	第Ⅲ区分	12人	14人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				54人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定		0人	-
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位数が標準単位数の5割以下)		0人	0人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況		0人	0人
「警告」の区分に連続して該当		-	0人
計		-	-
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であつて、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡つて認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
年間		前半期	0人 後半期
			0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位数が標準単位数の6割以下)		0人	-
GPA等が下位4分の1		0人	-
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況		-	-
計		-	11人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。